令和２年１２月第１０回亘理町議会定例会会議録（第４号）

○　令和２年１２月１１日第１０回亘理町議会定例会は、亘理町役場議事堂に招集された。

○　応　招　議　員（１８名）

１　番	小　野　一　雄	２　番	鈴　木　邦　彦
３　番	高　野　　　進	４　番	結　城　喜　和
５　番	安　藤　美重子	６　番	大　槻　和　弘
７　番	鈴　木　秀　一	８　番	小　野　明　子
９　番	佐　藤　邦　彦	１０番	木　村　　　満
１１番	森　　　義　洋	１２番	渡　邉　健　一
１３番	澤　井　俊　一	１４番	佐　藤　正　司
１５番	鈴　木　高　行	１６番	熊　田　芳　子
１７番	鈴　木　邦　昭	１８番	佐　藤　　　實

○　不 応 招 議 員（　０名）

○　出　席　議　員（１８名）　　　応招議員に同じ

○　欠　席　議　員（　０名）　　　不応招議員に同じ

○　説明のため出席した者の職氏名

町長	山田周伸	副町長	三戸部貞雄
総務課長	牛坂昌浩	企画課長	齋　義弘
財政課長	大堀俊之	税務課長	佐々木　厚
町民生活課長	岡﨑詳子	福祉課長	佐藤育弘
長寿介護課長	橋元栄樹	子ども未来課長	岩泉文彦
健康推進課長	齋藤　彰	農林水産課長	菊池広幸
商工観光課長	関本博之	都市建設課長	袴田英美
施設管理課長	齋藤輝彦	上下水道課長	齋藤秀幸
会計管理者兼会計課長	菊地邦博	教育長	奥野光正
教育次長	南條守一	教育総務課長	太田貴史
生涯学習課長	片岡正春	農業委員会事務局長	山田勝徳
選挙管理委員会書記長	牛坂昌浩	代表監査委員	渋谷憲之

○　事務局より出席した者の職氏名

事務局長	西山茂男	庶務班長	佐藤　貴
主事	片岡　工		

議事日程第４号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第　１　会議録署名議員の指名
　　　　　　議長諸報告
日程第　２　追加議案の説明
日程第　３　議案第　８１号　亘理町コワーキングスペース設置条例
日程第　４　議案第　８２号　亘理町公共施設整備基金条例
日程第　５　議案第　８３号　亘理町議会議員及び亘理町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
日程第　６　議案第　８４号　亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第　７　議案第　８５号　亘理町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
日程第　８　議案第　８６号　損害賠償の額の決定及び和解について
日程第　９　議案第　８７号　字の区域を新たに画することについて
日程第１０　議案第　８８号　公の施設における指定管理者の指定について
日程第１１　議案第　８９号　公の施設における指定管理者の指定について
日程第１２　議案第　９０号　公の施設における指定管理者の指定について
日程第１３　議案第　９１号　公の施設における指定管理者の指定について
日程第１４　議案第　９２号　公の施設における指定管理者の指定について
日程第１５　議案第　９３号　公の施設における指定管理者の指定について
日程第１６　議案第　９４号　公の施設における指定管理者の指定について
日程第１７　議案第　９５号　公の施設における指定管理者の指定について
日程第１８　議案第　９６号　公の施設における指定管理者の指定について
日程第１９　議案第　９７号　令和２年度亘理町一般会計補正予算（第６号）
日程第２０　議案第　９８号　令和２年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第２１　議案第　９９号　令和２年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第２２　議案第１００号　令和２年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算

（第２号）

日程第２３　議案第１０１号　令和２年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第２４　議案第１０２号　令和２年度亘理町公共下水道事業会計補正予算（第２号）

日程第２５　議案第１０３号　農業委員会委員の任命について

日程第２６　議案第１０４号　農業委員会委員の任命について

日程第２７　議案第１０５号　農業委員会委員の任命について

日程第２８　議案第１０６号　農業委員会委員の任命について

日程第２９　議案第１０７号　農業委員会委員の任命について

日程第３０　議案第１０８号　農業委員会委員の任命について

日程第３１　議案第１０９号　農業委員会委員の任命について

日程第３２　議案第１１０号　農業委員会委員の任命について

日程第３３　議案第１１１号　農業委員会委員の任命について

日程第３４　議案第１１２号　農業委員会委員の任命について

日程第３５　議案第１１３号　農業委員会委員の任命について

日程第３６　議案第１１４号　農業委員会委員の任命について

日程第３７　議案第１１５号　農業委員会委員の任命について

日程第３８　議案第１１６号　農業委員会委員の任命について

日程第３９　議案第１１７号　農業委員会委員の任命について

日程第４０　報告第　１８号　専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第４１　報告第　１９号　専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第４２　報告第　２０号　専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第４３　陳情第　　４号　「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」採択を求める陳情

日程第４４　陳情第　　５号　「介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書」採択を求める陳情

日程第４５　議案第１１８号　工事請負変更契約の締結について

日程第４６　委員会の閉会中の継続審査申出について

日程第４７　委員会の閉会中の継続調査申出について

午前１０時００分　開議

議　長（佐藤　實君）　おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名

議　長（佐藤　實君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、４番　結城喜和議員、５番安藤美重子議員を指名いたします。

議長諸報告

議　長（佐藤　實君）　次に、諸般の報告をいたします。

第１、町長提出議案についてであります。町長から追加議案１件が提出されております。

第２、総務常任委員長から、閉会中の継続審査の申出を受理しております。

第３、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第２　追加議案の説明

議　長（佐藤　實君）　日程第２、追加議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長　山　田　周　伸　君　登壇〕

町　長（山田周伸君）　おはようございます。

それでは、私のほうから令和２年第10回亘理町議会定例会追加議案の説明をさせていただきます。

本日、追加議案としてご提案申し上げ、ご審議賜りますのは、議案１件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議案第118号　工事請負変更契約の締結について（令和元年度（復交）町道五十刈線道路改良工事）につきましては、現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う請負金額の増額など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第１項第５号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、追加提出議案についてご説明申し上げましたが、慎重ご審議賜り、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議　長（佐藤　實君）　追加議案の説明が終わりました。

日程第３　議案第８１号　亘理町コワーキングスペース設置条例

議　長（佐藤　實君）　日程第３、議案第81号　亘理町コワーキングスペース設置条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議　長（佐藤　實君）　当局からの提案理由の説明を求めます。企画課長。

企画課長（齋　義弘君）　それでは、議案第81号　亘理町コワーキングスペース設置条例についてご説明を申し上げます。

議案書の１ページをお開きください。

まず、第１条、趣旨でございます。この条例は、地方自治法第244条の２第１項の規定に基づき、亘理町コワーキングスペースの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条、設置。高度な情報通信技術の活用による新たな起業・就労機会と修学環境を整え、地域経済の活性化を図るため、コワーキングスペースを設置する。

第３条、名称及び位置。コワーキングスペースの名称及び位置は次のとおりとする。名称、悠里館コワーキングスペース。位置につきましては亘理町字西郷140番地でございます。

第４条、使用者登録。コワーキングスペースを使用しようとする者は、あらかじめ使用者登録を行わなければならない。

第５条、使用許可。使用者は、あらかじめ町長の使用許可を受けなければならない。第２項といたしまして、町長は、前項の許可に、管理上必要な条件を付することができる。

２ページでございます。

第６条、許可等の制限。町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、コワーキングスペースの使用者登録又は許可をしないものとする。ということで、１号から４号まで、こちらに該当する場合は使用者の登録または許可をしないというふうに定めてございます。

第７条、使用料。使用者は、別表に掲げる使用料を支払うものとする。こちらで４ページのほうをご覧いただきたいんですけれども、別表といたしまして、１、フリースペース等各室使用料を記載してございます。フリースペースにつきましては１時間150円、１日使用の場合、午前９時から午後６時までですけれども、1,000円としてございます。２階に設置する個室ブースにつきましては、１時間300円を定めてございます。２番のフリースペース等付属設備使用料ということで、印刷機、複合機を用意してございますので、印刷の場合、白黒１枚10円、カラー１枚50円。コピーにつきましても白黒10円、カラー50円。スキャンにつきましては両方とも、白黒・カラーとも10円でございます。

２ページにお戻りください。

第８条、使用料の返還。すでに納入された使用料は返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

第９条、損害賠償等。使用者がコワーキングスペースの施設、設備等を損傷し、又は滅失した場合、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。第２項、町長は、前項の場合において、避けることができない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

第10条、その他。この条例に定めるもののほか、コワーキングスペースの管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

最後に附則といたしまして、この条例は令和３年４月１日から施行するということでございます。

以上でございます。

議　長（佐藤　實君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。３番高野　進議員。

３　番（高野　進君）　私は、経費の全体像と、それから費用対効果等を見るために質問をいたします。８点ほどございます。質問は３回までとなっておりますので、１回目は一括して質問いたします。ゆっくり行きます。

１つ目、多分使用料は１人当たりだと思うんですが、ここで独立ブース、過日の全員協議会で10から15とかいう話でございましたが、はっきりと幾つになるのか。それから、町外の方の使用料はどうなるのか。駐車料金はどうなるのか。これが１つ。

２つ目、冷暖房の使用料はどうなるのか。佐藤記念体育館、これは暖房料だけですけれども、町から見ればもらっております。中央公民館は冷暖房料をいただいております。

３つ目、機器類、各自その都度持参するのか。それで、パソコン等利用するわけですね、専用ロッカー等を準備されるのか。

質問の４つ目、悠里館、図書館ですね、設置されるところ。休館日の取扱いですけれども、コワーキングスペース使用も同様に休みになるのか。ちなみに、悠里館、図書館ですね、管理とか使用料を徴収するという業務は図書館職員が行うということになっているわけですが、休館日は毎月曜日、毎月最終の金曜日、２月の整理のため約１週間、あと年度末整理日、３月ですね。それから４ないし５月の連休は変則休館です、それと年末年始。

５つ目は、需要予測、７月時点で市場調査をしていなかったということでございます。そこで、年間利用人数、稼働率、年間使用料金、金額、これは見込みになりますけれども、これらはどうなっているのか。

６つ目、維持管理費、水光熱費ですね、あと清掃も必要でしょう、あと機器類のメンテナンス等ひっくるめてランニングコストといいますか、年間幾らぐらいになるのか。

７つ目、なぜ悠里館なのか。中央公民館は検討されたというふうに伺っておりますが、例えば佐藤記念体育館２階会議室、約100平米ございます。展望ホールは98平方メートル、ほぼ同様であります。例えば、佐藤記念体育館でしたら駐車場はあります、年末年始以外はほとんど無休です。それに、なぜ悠里館かということからいくわけなんですが、町内に空き家、貸してもよい空き家が20軒あります。

これらも検討したのかどうか、これが７つ目。

　それから、８つ目、設置条例第２条、今説明ございました。第２条ですけれども、「修学環境を整え」、修学環境とは何ぞや。で、地域経済云々とありますが、経済効果はどのように見ているのか。

　以上８点質問いたします。

議　長（佐藤　實君）　企画課長。

企画課長（齋　義弘君）　まず、１点目の１人当たりの使用料……席数ですね、すみません、失礼いたしました、ブースの席数ですね。こちら、先日全員協議会のほうでご説明いたしましたけれども、独立スペースが15席以上、あとフリースペースが４席以上ということで、こちらからプロポーザルの仕様書のほうに載せてございますので、その数については決定はまだしておりません。プロポーザルは来週行う予定ですので、その事業者がどのようなレイアウトをしてくるかというのが今後決定されると思います。

　あと、町外の利用の料金については同額でございます。町内、町外、こちらは関係ございません。

　あと、駐車料金、こちらは駐車料金というのはございませんので、悠里館の駐車場、北側の駐車場を使っていただくようになりますので、そちらは無料でございます。

　冷暖房の使用料についても、こちらは使用料に全部含みという形で、特に冷暖房料を取るという考えはございません。

　あと、パソコンの持込みですね、機器はその持込みの機械を使うのかということですけれども、あくまでもスペースを用意しているということですので、パソコンについては持込みになります。専用ロッカーは用意してございます。

　次に、休館日につきましては、悠里館の休館日と合わせてございます。

　あと、年間の利用人数でございますけれども、こちらの見込み等については、大体月平均、こちらは希望ですけれども、100人ぐらいを見込んでございます。

　あと、ランニングコスト等については、こちらの例えば清掃とかそういったものについては、こちらは悠里館のほうの職員のほうで清掃等を行うか、もしくは清掃事業者のほうにお願いするかというものにつきましては、今検討中でございます。

次に、なぜ悠里館なのかということでございますが、これは何度も今まで説明したと思うんですけれども、悠里館が亘理町の情報発信基地ということで、あそこの施設を建てたわけでございますので、そちらの施設にこのようなコワーキングスペースを設置して、この第２条の設置にも書いてございますけれども、情報通信技術、こちらはＷｉ－Ｆｉという形になりますけれども、そういったものを設置して、会社の方または起業される方、そういった方の就労機会を設けるということは、あの場所はやっぱり一番ふさわしいのではないかということで悠里館、悠里館以外は考えてございませんということを以前も申し上げました。

続いて、その第２条の修学環境とは何ぞやということでございますけれども、このコロナ禍におきまして、学生の皆さんも学校に行って勉強することができない、会社員の方もリモートワークなんていうのが今ございますので、まずその会社に行ったり学校に行ったりできない状況があるということは現実でございます。今、そして全国的に第３波が訪れておりますので、ますますそういった状況が訪れるかもしれません。そういったときに対応できるように、Ｗｉ－Ｆｉを使ってその場でリモート学習並びにリモートワーク、そういったものに対応できるようにということで、この施設を設置するものでございます。

以上でございます。

議　長（佐藤　實君）　高野　進議員。

３　番（高野　進君）　確認しますけれども、独立ブースは15以上ぐらい、まだ決まっていないということですね。それから、駐車料金はないということなんですけれども、通勤・通学等で利用される方は、１時間当たり500円だったかな、月幾らと決まっておるわけですが、この場合は駐車料金がないということであれば、どうも整合性がないんですね。通勤・通学の方は有料、そしてそうでない方は、このコワーキングスペースを利用する方はゼロで、どうも公平性がないのではないかというふうに思うんですが、これ質問しておきます。

それから、機器類のこと、ちょっと声が低くて聞こえないんですが、パソコン等専用ロッカー等準備というか、これはっきりくっきりと答弁願いたいと思います。これ催促なんですけれども、質問でいいでしょう。

それから、悠里館の休館日はコワーキングスペースも同様休み。すると、大分休みが多くて仕事できるんだろうかという疑問が出てきますが、それはそれとして

承知の上で利用されるんだろうと思うんですが、若干疑問が残ります。

　それから、需要予測、５番目、年間利用人数、月100人ぐらいという返事が出ました。これは推測だろうと思うんですけれども、これは推測なのか確約を取っているのか、これ答弁願いたいと思います。その中で、答弁漏れがあったと思うんです、年間使用料、金額は幾らですかということで、答弁がないと思います。

　次に、なぜ悠里館なのかということで、何度も説明しているということですが、納得ができないので質問しているわけです。ちなみに、先ほど町の情報発信基地、このテレワークで情報発信するのは、主な内容は町外の自社、自分の会社や取引先とのやりとりであって、一般町民にはほとんど関係ない。情報発信はどこでもできるということで、なぜ悠里館なのかの質問をしたわけです。これについて明確な答弁を願いたいと思います。

　以上、２回目の質問であります。

議　長（佐藤　實君）　企画課長。

企画課長（齋　義弘君）　まず、駐車料金につきましてですけれども、今議員さんが申されたとおり、通勤・通学の方は駐車場に料金を払ってとめるということをおっしゃいましたけれども、もちろんそういった形で料金を払って通勤されている方は、駐車場の料金は支払っていただくようになります。私が申しましたそのコワーキングスペースだけを使う場合、悠里館の北側の駐車場を使っていただいて、中で図書館に行かれていらっしゃる方は皆さんご存じでしょうけれども、その場のスタンプを押していただいて駐車料金の免除という形になりますけれども、そのスタンプを押していただいて無料で使っていると。例えば、会社に行くのにあそこに、北側にはたしかとめられないと思いますので、南側のほうを活用されていると思うんですけれども、そういった方は料金を払って会社に通われているんでしょうから、その後にコワーキングスペースを使った場合は、もちろん駐車料金は払った後ですね、払って使うようになると思います。ただ、コワーキングスペースだけを使うのであれば、もちろん駐車場は無料ですので、そちらについてはご理解いただきたいと思います。通勤・通学に使う駐車場の料金とコワーキングスペースというのはまた別の問題ですので、それはちょっとご理解いただきたいと思います。

　あと、パソコンの持込みにつきましては、当然中に機械が設置されているわけで

はございませんので、自分のパソコンを持ってきて使っていただくようになります。そのパソコンを使ってリモート等できるように、Ｗｉ－Ｆｉの環境を設備しているということでございますので、そちらのパソコンにつきましては自分のものを使っていただくと。あと、専用のロッカーについては設置するように、こちらも仕様書の中にうたってございます。

それから、年間の利用人数についての確約というふうなことでしたけれども、こちらにつきましては、先ほど申し上げたのは来年度の予算要求の際に歳入のやつで雑入を見ておりますので、そちらの積算のために出した数字でございます。

あと、この年間の利用料金というのは、その今の使用料の年間どのくらいを見込んでいるかという意味でございましょうか。あくまでも予算の要求ベースでございますので、144万9,000円ということで、こちらを見込んでございます。

なぜ悠里館かということを再度もう一度申し上げるということでございましょうか。悠里館が休館日が多いからということですか。（「いや、ただなぜですかということ、何度も説明しているということをおっしゃったわけですが」の声あり）亘理駅と接続されている隣の施設で、一番便利な場所ということでございます。

以上でございます。（「維持管理費はどうだったですか」の声あり）

議　長（佐藤　實君）　立って質問をしてください。質疑ですからね。

３　番（高野　進君）　年間の維持管理費ですね、金額、これ答弁ないようです。

議　長（佐藤　實君）　これで３回目ですよ、いいんですか。３回目になります。だから続けてやってください、それと合わせて。

３　番（高野　進君）　維持管理費。それと、なぜ悠里館なのかということでのこちらの問いは、町の情報発信基地としての位置づけだということを申されました。それで、私が言うたのは、情報発信の主な内容は、町外の自社や取引先とのやりとりであって、一般町民にはあまり関係がないと。これは理由にならないのではないでしょうかということになりますが、いかがですか。

議　長（佐藤　實君）　企画課長。

企画課長（齋　義弘君）　年間の維持管理費につきましては、まだ検討中でございますので。

それから、なぜ悠里館なのかということの、その町民の方はあまり関係ないのではということでございましたけれども、町民の方ももちろん会社員の方、ご存じ

のとおり亘理町は昼間人口が低いということで、宮城県でも下から３番目の町でございます。ということは、外に働きに出ている、外に学校に行っているという特徴のある町でございます。ということは、その方たちが実際に会社や学校に行って勉強、勤務ができないというときに、そういったコワーキングスペースを設置し、そのような環境を整えるというのは、これは町内の方にとって必要のない施設とは私たちは思っておりません。

今このコロナ禍において、国のほうでこういった施設をつくる際には交付金を活用してもいいよという提案をいただきましたので、今回その企画に乗ったわけでございまして、いずれそういった施設は今後どんどん増えてくるかと思います。亘理町がつくらなくても、どこの町でもつくっていくと思います。ですので、先んじて亘理町が取り組んでいるという状況でございます。

以上です。

議　長（佐藤　實君）　ほかに質疑ありませんか。９番佐藤邦彦議員。

９　番（佐藤邦彦君）　それでは、何点かお尋ねいたします。

今回、コロナ禍における働き方改革、そして遠隔勤務及び在宅勤務のテレワークに加え、コワーキングスペースと、様々な方が共同で仕事を行う、これが一番の特徴というふうなことでございます。利用者同士が交流を図りコミュニティーを形成し仕事につなげるという施設になるわけですね。

第２条に、起業・就労機会とございます、そして町が支援していくんだというふうなことがありました。そこでお尋ねいたしますが、様々な方がコミュニティーを形成して共同で仕事を行うという目的になるわけですね。具体的なイメージとして、共同で仕事を行いコミュニティーを形成する場合、この施設を利用している方々が自然発生的に行っていくのか、また、もしくはつなぎ合わせるコーディネーターとかがマッチングをしていくのか、そしてその辺の町との関わり合いというふうなことに、町がそのマッチングに対して関わっていくのか、その辺のこの施設の機能がちょっとイメージしにくい部分がございますので、ここを具体的に説明お願いします。

議　長（佐藤　實君）　企画課長。

企画課長（齋　義弘君）　コワーキングスペースの目的ですね、本来のコワーキングスペースというのは、今議員がおっしゃったとおり、様々な方、異事業の方がそこに集

まって仕事をしながら、いろいろなコミュニケーションを図りながら新たなアイデアなり、中には起業なりというふうなことも話し合える機会を提供する場所ということでございますので、自然発生ということももちろんあると思います。あと、町のほうでも、こちら町設ということですので、町で建てているものですので、いろいろ例えば講師を連れてくるなり、そういった形で起業支援とか、そういったセミナーを開催するとか、そういった場所に使いたいと考えてございます。

以上です。

議　長（佐藤　實君）　佐藤邦彦議員。

９　番（佐藤邦彦君）　２つ目なんですが、先ほど高野議員の８番目とちょっと重複していたんですが、さっきのお答えがちょっとなかったというふうに私認識しましたので、再度ここで私、用意していました部分を質疑いたします。

今回のコロナウイルス感染症の３密を避けるための感染症対策というふうなことはご案内のとおりで、急激な社会情勢の変化に対応するというふうなことでございますね。そして、第２条に地域経済の活性化を図ると目的が書いてあり、ここも大きな一つのポイントだと思うんです。それで、通常企業が立地することで雇用が生まれ、所得や税金が発生し、地域経済における循環が行われていくわけなんですね。そこで、コワーキングスペースを設置することで亘理町の経済がどのように循環していくのか、この影響を具体的に、そしてどのような活性化を目指すのか、ここのところをご説明お願いします。

議　長（佐藤　實君）　企画課長。

企画課長（齋　義弘君）　このコワーキングスペースができて、亘理町の活性化を図ると、地域経済の活性化を図るということで設置の中に入れてございますけれども、それがすぐ、幾ら収入が増えたとかというふうになるかどうか、それは分かりません。ただ、このコワーキングスペースをこの亘理町が持っているということが一つの大きな武器になると私は考えてございます。いろいろな企業の方が、全国的に今コロナ禍で働きにくくなっている、会社に行きにくくなっている、商談等もなかなか進まないという場合に、亘理町のコワーキングスペースというのがあると。そちらでの仕事、町内に企業を誘致する際にも非常に有効なスペースになるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

議　長（佐藤　實君）　佐藤邦彦議員。

９　番（佐藤邦彦君）　最後ですけれども、様々な方が、起業家がそこに集ってコミュニティーを形成していくというふうなことですね。それで、さきにお示しされたこのレイアウト等がございましたが、まだあれ具体化していない状況だったと思います。そこで、やっぱりこの会場レイアウト、その機能を最大限に的確にするための会場レイアウト、デザインというのは大変大切になってくると思うんです。当然そこでコワーキングですね、共同で使う場所というふうな大きなメインの目的がありますから、やはり共同で使う会議室的なものとか、その辺はどのように考えていますか。

議　長（佐藤　實君）　企画課長。

企画課長（齋　義弘君）　レイアウトにつきましては、先ほど申しましたように来週プロポーザルを実施するわけでございますけれども、こちらでイメージしておりますのは、個室で作業される方、個室といいましても、そのブースで囲まれている部分で作業される方、もしくはフリースペースで、机が並んでいるところで作業される方、あとはリラックスできるようなソファー等を用意して、そちらで歓談しながらコミュニケーションを図れるような、というようなイメージでおります。

以上です。

議　長（佐藤　實君）　ほかに質疑ありませんか。６番大槻和弘議員。

６　番（大槻和弘君）　お二方の話の中で大体理解したので、１点だけちょっとお聞きしたいんです。フリースペースと個別ブースがあるわけですけれども、前回のときの説明でフリースペースが５階ですか、ここのところについては98平米というふうな話がたしかあったと思うんです。そして、あと個別ブース、これ２階ですよね、ここについては何平米かというのはおっしゃらなかったので、分かればここをちょっと教えていただきたいというふうに思います。あわせて、その２階の会議室とかについては、今現在一般の町民の方が使っているところについては手をつけないということでよろしいわけですね。

議　長（佐藤　實君）　企画課長。

企画課長（齋　義弘君）　５階の98平米のコワーキングスペースにつきましては、こちらについては各それぞれに席、先ほど15席以上というふうに独立スペースで申しましたとおり、パーテーションで区切る場合もございますし、もしかしたら部屋にな

っているかもしれません。それが個別のブースですね。もう一つがフリースペースということで、広い場所、机が広く並んでいるようなところでの、それが一つ５階のフリースペースでございます。これが98平米。

２階の、これは完全な個室のブースになります。イメージしていただくと分かりやすいのは、電話ボックスのちょっと大きいタイプですね。ですので、面積的には大体120掛ける120になりますので、1.44平米ぐらいですか、になります。それが２つですので、３平米以内でということで仕様書のほうにはうたってございます。

あと、２階の会議室につきましては、こちらはもう使いませんので、会議室として使っていただいて結構だと思います。

以上でございます。

議　長（佐藤　實君）　ほかに質疑ありませんか。５番安藤美重子議員。

５　番（安藤美重子君）　使用料のことでお伺いします。町内、町外は同額ということだったんですけれども、悠里館、図書館は町内の人たちは自由に、町外の人たちもそうなんですけれども、使っております。やはり、町民の便宜を図る、町民サービスの充実ということでは、町内の方たちにもメリットがあるように、少し料金のことを考えなかったのかどうかということがまず１点です。

それから、登録を先にしなければいけないということなんですけれども、使いたいときにすぐ登録して、すぐその日に使えるのかどうかということが２つ。

それから、その電話ボックスみたいなところも含めてなんですけれども、今ですと使い終わったら即清掃、消毒というんですか、このコロナ禍でありますので、その都度清掃作業をしなければいけないので、費用負担がかなり発生するのではないか、その辺のことは検討なされたのかどうか。

それから、最後に４つ目なんですけれども、ここに使用される方の年齢制限は書かれておりません。修学環境ということもありますので、もしかしたら中学生、高校生なんかも使う可能性があるように思われますけれども、そのときの対応はどのようになさるのか。以上４つ質問いたします。

議　長（佐藤　實君）　企画課長。

企画課長（齋　義弘君）　まず、料金につきましては、町内、町外とも同一料金ということで、こちらは近隣のこういった施設を見た場合も、全てこのような町内、町外問

わず同じ料金にされているということで、使う目的ですね、こちらは別に町民であろうが町外の人であろうが、このスペースを利用していろいろな活動を行うということの観点から、同一料金にするということを最初から検討してございました。

あと、登録してすぐ使えるのかということですけれども、こちらの登録等については、もちろん紙ベースの登録というのもございますけれども、主流はスマホとかパソコンからの登録になりますので、そのパソコン等から登録していただいたら、こちらから自動で登録されましたというメールが送られます。そのメールに従って、今度は受付のほうに行っていただくと、鍵が貸出しという形になりますので、そういったことを仕様書のほうでうたっておりますので、各社ともその内容でやると考えてございます。

あと、使用した後の清掃については、こちらについては先ほどランニングコスト等のことでも申しましたけれども、こちらについては検討中でございます。ただ、図書館の職員にご迷惑をかけるようにはなると思いますけれども、あくまでも町の事業ですので、そちらについてはですね、職員がやるか、あとは清掃業者に委託するかということも踏まえて考えてございます。

あと、年齢制限につきましては、この部屋を使う、お金を払ってまで使うという意義を考えたときに、遊びで使うという方はなかなかいらっしゃらないのかなと思いますので、例えば小学生でも中学生でもリモート学習がしたいとなればその場所を使っていただくようになりますので、そちらについては当初から年齢制限というのは設けないことで考えてございます。

以上でございます。

議　長（佐藤　實君）　安藤美重子議員。

５　番（安藤美重子君）　清掃のことについてもう一回お伺いしたいんですけれども、使い終わった後に、今ですと清掃活動をすぐにしなければいけないような、この状況ですとそういう状況なので、鍵を返した、そしたらすぐに次の人が入るまでの間に何か清掃をしなければいけないというイメージが私はあるんですね。なので、そういうことをきちんと連絡が漏れないように、清掃の方もしくは図書館の職員の方、きちんとそれの清掃活動ができるかどうかということが非常にちょっと疑問に思ったものですから、そこのところをもう少しお聞かせください。

議　長（佐藤　實君）　企画課長。

企画課長（齋　義弘君）　個室ブース、全部ですね、コワーキングスペースを使う利用者の方に、これは一つの案でございますけれども、利用されるときに消毒液をお渡しして、簡易なものですけれども、それで清掃といいますか、自分が使うブースの分についてやっていただくという考えもございました。あとのことにつきましては検討中でございますので、以上でございます。

議　長（佐藤　實君）　ほかに質疑ありませんか。１番小野一雄議員。

１　番（小野一雄君）　中身については、いろいろ各議員から質問受けたので大体理解できましたが、私のほうから安全対策と、それから町民への展望台の使用等の、限定されるわけだね、その辺の周知方、それから開業準備に向けてのスケジュールについてお尋ねしたいと思います。

　まず１点は、この２階の個別ブース、それから５階のフリースペース、これ特に２階は個別ブースということで、1.2掛ける1.2の電話ボックスのようなスペースになろうかと思いますが、これらについての、あと５階、安全対策についてどのように考えているのか。

　それから、もう一つは５階はご案内のとおり展望ルームになっております、展望室になっていますね。その辺の町民へのＰＲ、アピールですね、ここを当分の間工事して云々となるわけでありますけれども、その辺の周知方法はどのように考えているのか。

　３点目が、今言ったように３年の４月１日、これ条例４月１日から適用したいということなんですが、それに向けていろいろ物的な作業が出てくるかと思います。その辺の概略，大まかなスケジュールをお示し願いたいと思います。

議　長（佐藤　實君）　企画課長。

企画課長（齋　義弘君）　安全対策についてでございますけれども、こちらは５階の展望ホール、以前から監視カメラ設置してございますので、そちらのほうを対応してございます。あと、２階については、こちらは目の届く範囲と考えてございますので、そちらの安全対策については以上でございます。

　あと、展望台については、こちらはその工事中につきましてはもちろん人は入れませんけれども、今現在あそこの施設は５階のほうに立入りをさせてございません、今現在も５階の展望ホールのほうには入れないようにしてございます。コロ

ナ禍ということで、そのままあそこには立ち入らないようになっているようでございました。その後、コワーキングスペースができた後も、展望ホールのほうの中ではもちろんスペースは小さくなりますけれども、回廊の部分ですね、外に出ての回廊、５階からの展望ですね、それはこれまでどおりできますので、外のほうは出られるような形になってございます。

あと、スケジュールにつきましては、４月に開設に向けて既に工事のほうは入ってございます。間もなく工事を行います。そちらについては、部屋の間仕切りとかそういったものは行うようにしています。あとエアコンですね、そちらの整備については工事費のほうで別にもう作業のほう進んでございます。あと、システム等の、どのようなシステムになるか、予約システム、あと料金の収納とかのシステム等について、あとは部屋のレイアウトとか、そういったものは来週のプロポーザルで決定したいと考えていますので、期間的には今年度中、つまり３月までは完成という形に考えてございます。

以上でございます。

議　長（佐藤　實君）　小野一雄議員。

１　番（小野一雄君）　特に２階の安全面といいますか、この使用者は小・中誰でもできますよと、年齢制限ないような感じになりますけれども、特に中学生、高校生とか、一つの電話ボックスあるいはどういうふうに隠蔽になるのか、外から見えるタイプなのか、その辺も分かれば、狭いところに複数の人数が入って、いろいろな事件があったらまずいなと、事故があったらまずいなと、その辺はちょっと心配するわけでありますけれども、そういったことで質問した次第でありますが、その辺分かる範囲で、クリアなルームなのか、ボックスなのか、その辺お願いします。

議　長（佐藤　實君）　企画課長。

企画課長（齋　義弘君）　２階の個別ブースでございますけれども、そちらが外から見えるタイプになるのか、見えないようになるのかというのは、これは提案の中の一つでございますので、まだはっきりは分かりませんけれども、そちらに入れる人数でございますが、基本的に１人しか入れませんので、複数でそこの場に入るということはできませんので、１人用の部屋ということでご理解いただきたいと思います。

議　長（佐藤　實君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「はい」の声あり）

まず、原案反対の方の発言を許します。高野　進議員。

３　番（高野　進君）　この議案第81号　亘理町コワーキングスペース設置条例に反対の立場から討論をいたします。

理由。１つ目、設置場所は書いていないんですけれども、悠里館５階の展望ホールであります。展望ホールは、当町の町並みが一望に望める唯一の場所であり、貴重な観光資源の一つであります。また、幼稚園や小中学校の児童生徒等の社会見学や、来町される方々を案内できる地域資源、観光スポットでもあります。例えば、仙台市街を展望するには青葉城址、仙台城址とも言いますけれども、挙げられます。わざわざ展望ホールあるいは展望台を造るところもあります。

結びますが、３つ目、展望できる場所は僅かのスペースで、ひさしの直下であります。風、雨、雪などの日は不便であり、かつ狭いため、非常に危険であります。

以上の理由で、この悠里館５階の展望ホールをコワーキングスペースにすることの設置条例、議案第81号に反対をいたします。

以上でございます。

議　長（佐藤　實君）　次に、原案賛成の方の発言を許します。森　義洋議員。

１１番（森　義洋君）　コワーキングスペース、悠里館の５階にということでございますけれども、私としましては、既にこの議案というか設置の件に関しましては、もう既に可決されていることと認識しております。それと、このコワーキングスペースといいますか、本町のこれからの新たな創業、起業の点を考えますと、情報の発信の場所であるあの悠里館で、ロケーションのすばらしい場所で新たな交流の機会を設けることによって、雇用やまた新たな観光資源となり得る事業だと私は考えております。ぜひ、こちらのコワーキングスペースをもとにして、観光事業また創業支援を引き続き継続してやっていくためにも、今回の条例の改正に関しましては私は賛成したいと思います。

以上でございます。

議　長（佐藤　實君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第81号　亘理町コワーキングスペース設置条例の件を採決いたします。

この件については、採決は起立採決にいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議　長（佐藤　實君）　着席願います。

起立多数。よって、議案第81号　亘理町コワーキングスペース設置条例の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、11時といたします。休憩。

午前１０時５０分　休憩

午前１１時００分　再開

議　長（佐藤　實君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第４　議案第８２号　亘理町公共施設整備基金条例

議　長（佐藤　實君）　日程第４、議案第82号　亘理町公共施設整備基金条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議　長（佐藤　實君）　当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君）　それでは、議案第82号の亘理町公共施設整備基金条例についてご説明申し上げます。

議案書の５ページをご覧願います。

亘理町公共施設整備基金条例につきましては、これまで亘理町庁舎建設基金を設置し、亘理町役場新庁舎の建設に取り組んでまいりましたが、この役場新庁舎が完成し、今年の１月から業務を開始したことにより、その目的が達成されたことから、亘理町庁舎建設基金を廃止するとともに、今後の老朽化等に伴う公共施設全般の施設整備を見据え、亘理町公共施設整備基金として新たな基金を設置するため、条例を制定するものであります。

また、新設する基金の目的を公共施設全般の整備とすることに伴い、設置目的が重複する亘理町立学校整備基金についても、新たに設置する亘理町公共施設整備基金に統合するため廃止とするものであります。

それでは、条文の説明になります。

第１条は設置になりますが、公共施設の整備に要する資金に充てるため、地方自治法第241条第１項の規定に基づき、ただいまご説明いたしました亘理町公共施設整備基金を設置するものであります。

第２条につきましては、積立てについてであります。毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の予算で定め額とする。とするもので、予算に計上した上で基金に積立てするものであります。

第３条につきましては、管理についてですが、２項立てとなっており、第１項につきましては、基金に属する現金の保管について、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと定めており、第２項については今後の資産運用等を考慮し、必要に応じては最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる旨を規定したものでございます。

第４条につきましては、繰替運用について定めるものになりますが、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる旨を定めたものであります。

第５条につきましては、運用収益の処理についてであります。ほかの基金と同様に、基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとすることを定めたものになります。

第６条は、処分についてであります。町長は、基金設置の目的のために要する経費の財源に充てるため、基金を処分することができるとするもので、基金の目的であります施設の更新や改修など、公共施設の整備に充てる場合のみ取り崩すことができる旨を規定するものでございます。なお、この基金を充てる事業につきましては、施設の大規模改修や新設、更新などの多額の費用を要するものを想定しております。

５ページから６ページにかけてになりますが、第７条になります。第７条は委任についてでありますが、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な

事項は町長が定めるとするものであります。

最後に、附則になりますが、第１項施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行するものであります。

次に、第２項及び第３項といたしまして、亘理町立学校整備基金条例及び亘理町庁舎建設基金条例につきましては、それぞれ令和３年３月31日をもって廃止するものであります。

以上で、議案第82号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議　長（佐藤　實君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。14番佐藤正司議員。

１４番（佐藤正司君）　第２条の積立てでございます。今後の公共施設全般の整備を見据えて基金を創設するということの説明でございますが、この毎年度基金として積み立てる額、説明の中での財政状況、施設整備状況を考慮して基金の積立額を検討するというふうなことの説明がございました。目標とする基金の積立額について、あるのかどうかお伺いいたします。

議　長（佐藤　實君）　財政課長。

財政課長（大堀俊之君）　第２条の積立ての関係でございますが、議員おっしゃるとおり、現在厳しい財政状況の中で、目標は幾らという話は現在のところはできないところなんですが、今後の施設の老朽化等を考えたときには、できるだけ積立てはしていきたいというふうには考えてございます。ただ、今のコロナ禍の状況を考えたときに、ある程度の財政調整基金も持っておきたいという考えもございますので、その時々の状況によりまして、財政調整基金とのバランスを見ながら積立てをしていきたいと考えているところです。

以上になります。

議　長（佐藤　實君）　佐藤正司議員。

１４番（佐藤正司君）　施設ですね、建設から40年、さらには60年経過している老朽化の建物が多くあります。現時点での建て替え、優先順位等があれば、どう考えているのかその辺お伺いいたします。

議　長（佐藤　實君）　財政課長。

財政課長（大堀俊之君）　今後の予定ということなんですが、現時点で明確に何からというお話は、ちょっと今の段階ではできないんですが、教育関係施設を含めて、やっぱり先ほど申したとおり老朽化が進んでいる施設が数多くございますので、そう

いったものが中心になってくるのではないかと考えてございます。

以上になります。

議　長（佐藤　實君）　ほかに質疑はありませんか。６番大槻和弘議員。

６　番（大槻和弘君）　積立ての関係ですけれども、この積立ての目標といいますか、どの程度積み立てるのか、あるいはどういうものに使うためにどの程度というふうなことがあるのかどうかをまずお聞きをしたい。

議　長（佐藤　實君）　財政課長。

財政課長（大堀俊之君）　その目標なんですが、先ほどもお話ししましたが、現時点ではその目標が幾らという話はちょっとなかなか難しいのかなと考えてございます。先ほど申しましたが、財政調整基金とのバランスを考えながら積立てをしていきたいと考えてございます。

議　長（佐藤　實君）　大槻和弘議員。

６　番（大槻和弘君）　公共施設といいますか、例えば学校であるとか公民館とかあるわけですよね。こういったものについての統廃合について、この条例に関してですけれども、そういった考えはあるのかどうか。

議　長（佐藤　實君）　大槻和弘議員に申し上げます。ただいまのは質疑ではなくて質問になりますので、内容を変えて質疑をしてください。大槻和弘議員。

６　番（大槻和弘君）　それでは、優先すべきものとして、公共施設の整備とか長寿命化、こういったものをこの条例以前に優先してといいますか、ここでは運用益を考えているというふうなことを書いてあるんですが、こういうことに優先してそちらのほうを先にすべきではないかと思うんですが、いかがですか。

議　長（佐藤　實君）　大槻和弘議員、質問の内容をもう一度。

６　番（大槻和弘君）　もともとこれ、整備基金ということで、いずれ建物を建てるためにやるというふうなことにはなってはいるんですけれども、ただ目的が最初から聞いていると、目標をどこに置いているかというのがよく分からないわけです。そういうことからすると、差し迫った補修すべきところとかあるわけですよね。そういったものを優先をしてやるべきではないかというふうな質問です。

議　長（佐藤　實君）　ただいま質問と言ったんですけれども、質疑ですからね。（「失礼しました」の声あり）財政課長。

財政課長（大堀俊之君）　今の質疑でございますが、確かにそういう考え方もあるとは思う

んですけれども、ただやっぱり長い目で見たときには、やはりこういった基金を設置して準備していく必要があるのではないかということで、今回提案させていただいているものになります。

以上になります。

議　長（佐藤　實君）　ほかに質疑ありませんか。15番鈴木高行議員。

１５番（鈴木高行君）　似たような質問だけれども、やっぱり目的があって、目標があって、それに向かって積み立てていくと、それらの段取りというのが順当なところなので、何か国会でも75年たったから、今度耐震補強工事とか耐震とかいろいろ言っているけれども、やっぱり亘理町の公共施設が、さっき優先順位、私一般質問でもしたと思うんだけれども、どれを優先順位につけてやるんだって、町長に言ったよね、亘理小学校一番先に優先順位つけてやったらどうですかというような話もしたんですけれども、やっぱりそういうものをつけていかないと、次の目標がなくなるし目的がなくなるし、目的を達成するためには地道なこういう基金活動で、ここのほかにも奨学資金なんていうところにも結構な金がたまっていると思うし、そういう面の基金もいろいろ整理して、一つの目標に向かってやっぱり町長はじめ職員が基金というのをどのぐらい大切なものだと思って積み立てていくかと、そういう意識が必要だと思うんです。それにこれは合っていると思うのね、ため込んでいくというのはね。そういう面で、やっぱり何を更新しようと、そういう目的を一つ達成するために、町長のほうからひとつ答弁してみてください。

議　長（佐藤　實君）　町長。

町　長（山田周伸君）　まず、やはりいろいろな施設が老朽化しているのは確かなことでございますが、私も以前の一般質問の中でお答えしたと思いますが、一番初めにやはり給食センターの問題がございます。そちらのほうが大分、47～48年たったわけでございますので、その辺を考えながら、まずは第１番目に給食センター、その後各学校とかその辺を考えていきたいと思います。よろしくお願いします。

議　長（佐藤　實君）　ほかに質疑ありませんか。５番安藤美重子議員。

５　番（安藤美重子君）　第３条の管理のところでございます。第１項のところには、有利な方法により保管しなければならないと、２項のところには、有利な有価証券に代えることができると、こう書かれてあるんですけれども、これは具体的にはどういうようなことを想定しているのかお尋ねします。

議　長（佐藤　實君）　財政課長。

財政課長（大堀俊之君）　第３条関係になります。まず、第１項のほうでは、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないということは、今までのとおりでございまして、そういったものはきっちり保管して預金等をするなりして運用していくという考え方になろうかと思います。

第２項につきましては、ここで言っている最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるというのは、あくまでも最も確実かつ有利な方法により保管はする前提にはございますけれども、その中でも有価証券に代えることがさらに有効であれば、そういったこともできますよということを規定するもので、今後の債券運用とかを見据えた形での文言の、第２項についてはそちらの内容になってございます。

以上になります。

議　長（佐藤　實君）　ほかに質疑ありませんか。10番木村　満議員。

１０番（木村　満君）　今回の整備基金創設で、公共施設全般ということで、説明の中では建物の建設とか、あとは大規模修繕という範囲ということなんですが、これはその建物のことなのか、それとも構築物全てのものなのか、まずその辺お伺いいたします。

議　長（佐藤　實君）　財政課長。

財政課長（大堀俊之君）　ただいまのご質問ですが、基本的な考え方は公共施設全般ということになってございますので、建物、建築物になりますけれども、もちろん全てのものを対象にするという考え方になります。

議　長（佐藤　實君）　木村　満議員。

１０番（木村　満君）　そうしますと、今回学校の整備基金と庁舎建設合わせて全般のものをつくるということなんですけれども、そうなったときに、今ちょっと町長のほうから給食センターが優先だという話があったんですが、今保有している学校の庁舎基金、これを保有するというか、これを下らないような形で管理していくのか、それとも大規模修繕があった際には、その学校を管理基金としてためていた分も取り崩して修繕していくというような考えなのか、その点を質疑させていただきます。

議　長（佐藤　實君）　財政課長。

財政課長（大堀俊之君）　あくまでも公共施設全般の基金という形になりますので、そういった学校がどうとかということではなくて、一つの基金という考え方になりますから、その中で運用していくという考え方になります。

議　長（佐藤　實君）　木村　満議員。

１０番（木村　満君）　そうしますと、昨今同僚議員の多数の皆さんから、亘理小学校の改築の件で一般質問多々出ている中であって、そういったものが町民の皆様にも周知されている状況において、亘理小学校の改築というものに期待を寄せている皆さんがいると思うんです。その中で、一つのお財布の中に入ってしまって、今まで建設基金のためにためていたものも大規模修繕等で減っていくということについて、この町民の皆さんに対しての理解というのはどのように得ていく予定なのかというのを最後の質疑とさせていただきます。

議　長（佐藤　實君）　財政課長。

財政課長（大堀俊之君）　まずもって、この基金を設置するに当たっては、ここで庁舎建設基金の残額、そして学校整備基金を廃止してその金額を充てるという形で計画してございますけれども、学校整備基金につきましては、教育委員会のほうとも当然相談した上で、こちらの基金に合わせていくという考え方になってございます。

その中で、今後の学校教育施設ということでのお話かと思うんですけれども、確かに町内に各種施設がございますけれども、その中でも教育関係施設というのはかなりの数を占めてございます。おのずとそういったものがメインにこちらの基金を使っていくようになるのではないかというふうには、こちらのほうでは考えてございます。

以上になります。

議　長（佐藤　實君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより、議案第82号　亘理町公共施設整備基金条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、議案第82号　亘理町公共施設整備基金条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第５　議案第８３号　亘理町議会議員及び亘理町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

議　長（佐藤　實君）　日程第５、議案第83号　亘理町議会議員及び亘理町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議　長（佐藤　實君）　当局からの提案理由の説明を求めます。選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長（牛坂昌浩君）　それでは、議案第83号　亘理町議会議員及び亘理町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について説明いたします。

議案書は７ページからとなります。

今回の新規条例につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律が令和２年６月12日に公布され、町村議会議員選挙において15万円の供託金制度が導入されるとともに、各町村において条例を定めることにより、町村議会議員選挙及び町村長選挙の公費負担の対象を市議会議員及び市長選挙と同様に拡大し、選挙立候補に係る環境の改善を図るものとして提案するものです。

それでは、第１条から説明いたします。

第１条、趣旨になります。この条例は、公職選挙法に基づき、亘理町議会議員及び亘理町長の選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成について公費負担に関する必要な事項を定めるものです。

第２条、選挙運動用自動車の使用の公費負担についてにつきましては、候補者１人当たりの選挙運動期間における限度額を、候補者１人につき１日当たり６万4,500円に定め、届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とするものです。なお、下段ただし書において、町議会議員選挙においても15万円の供託金制度が導入されますが、供託金が没収される候補者につきましては公費負担の対象外となります。

次に、８ページになります。

第３条、選挙運動用自動車の使用の契約の締結の届出につきましては、選挙運動用自動車の使用契約には２種類がございます。一般乗用旅客自動車運送業者であるタクシーやハイヤーなどとの契約、その他としましてレンタカー等の契約がございます。選挙運動用自動車の公費負担制度を利用するに当たり、これらの業者と有償契約を締結すること、また選挙管理委員会に対して所定の届出をする必要があることを定めています。

第４条、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続につきましては、一般運送契約とするタクシー、ハイヤーを借りる場合と、一般運送契約以外の契約であるレンタカーについて公費負担の限度額を定め、事業者等からの請求に基づき町が支払う旨の規定となります。

第１号につきましては、９ページにまたがりますけれども、一般運送契約とするハイヤーやタクシーについては、各日１台に限り６万4,500円、第２号につきましては、一般運送契約以外の契約であるレンタカーについて、アについては自動車の借入れについて、１日１台１万5,800円、イの自動車の燃料の供給につきましては、選挙運動の日数に7,560円を乗じて得た額になります。ウの自動車の運転手の雇用につきましては、10ページになりますが、１日１人１万2,500円と限度額を定めるものです。なお、アの自動車借入れからウの運転手の雇用契約につきましては、それぞれにおいて有償契約を締結することになります。

次に、第５条、選挙運動用自動車の使用の契約の指定につきましては、選挙運動用自動車について、第４条に規定する一般運送契約とそれ以外の契約が締結されている場合は、候補者の指定するいずれか一方の契約が締結されているものとみなし、両方の制度を同時に利用することはできない旨の規定となっております。

次に、第６条、選挙運動用ビラの作成の公費負担につきましては、町村議会議員選挙におきましても1,600枚のビラの頒布が拡大され、限度額の範囲内においてビラを無料で作成することができる規定となります。ビラの作成につきましても、ただし書のとおり供託金が没収となる場合は対象外となります。

次の第７条、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出につきましては、選挙運動用自動車同様、候補者は作成業者と有償契約を締結し、選挙管理委員会に対して所定の届出をすることになります。

次に、10ページから11ページになります。

第８条、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続につきましては、公費負担の作成上限単価を７円51銭と定め、枚数の範囲内において業者からの請求に基づいて町が業者に対して支払うことを定めるものでございます。なお、委員会が確認していない場合や、枚数を超過した場合の超過部分は公費負担の対象外となるほか、こちらにつきましても供託物が没収される候補者につきましては対象となりません。

次に、第９条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担になります。候補者は、第11条に定める額の範囲内で選挙運動用ポスターを無料で作成することができます。なお、選挙運動用ポスターの作成につきましても、ただし書のとおり供託金が没収となる場合は公費負担対象外となります。

次の第10条、選挙運動用ポスターの作成の契約の締結の届出につきましては、選挙運動用ビラと同様、作成業者と有償契約を締結し、選挙管理委員会に対して所定の届出をすることになります。

第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続につきましては、12ページになりますが、作成上限単価を525円６銭に定め、町のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に15万5,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額を限度額とし、業者からの請求に基づき町が業者に対して支払うことになります。

次に、第12条、委任。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則としまして、今回の新規条例は令和２年12月12日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用するものです。

以上で説明を終わります。

議　長（佐藤　實君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより、議案第83号　亘理町議会議員及び亘理町長の選挙における選挙運動の

公費負担に関する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、議案第83号　亘理町議会議員及び亘理町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第６　議案第８４号　亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議　長（佐藤　實君）　日程第６、議案第84号　亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議　長（佐藤　實君）　当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤　彰君）　それでは、議案第84号　亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書13ページをお開き願います。

今回の改正内容は、議案書の13ページ、14ページにありますように、第１条、第２条の大きく２点になりますが、併せて文言の整理統一を行うものでございます。

改正内容の説明につきましては、別冊の条例新旧対照表を使用しますので、ご準備願います。

まず、議案の第１条関係になります。改正内容１点目ですが、所得税法の改正並びに令和３年１月１日からの地方税法施行令が一部改正されることに伴い、国から示された準則に従い、亘理町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

令和３年１月１日施行の給与所得控除や公的年金等の控除から基礎控除へ10万円の振替等の個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関しまして意図しない影響や不利益が生じないようにするための改正になります。改正の概要は、今回国民健康保険税の７割、５割、２割の軽減所得判定の算定において、基礎控除額相当分の基準額の現行を33万円から43万円に引き上げるとともに、被

保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から１を減じた額に10万円を乗じて得た金額を加えるとの軽減判定の計算方法の変更を行うものになります。

それでは、詳細な変更内容についてご説明いたします。新旧対照表１ページからになります。

亘理町国民健康保険税条例第23条の国民健康保険税の減額、第１項第１号は、軽減判定所得の算定の７割軽減の分の条文になります。33万円を43万円に変更し、（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第１項に規定する給与所得者について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した額）の文言を加えます。

続きまして、同条第１項第２号は、軽減判定所得の算定の５割軽減の条文になります。33万円を43万円に変更し、（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）の文言を加えます。

続きまして、同条第１項第３号は、軽減判定所得の算定の２割軽減の条文になります。前号の５割軽減の条文と同様に、33万円を43万円に変更し、（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）の文言を加えます。

続きまして、３ページの附則第２項になりますが、所得税法の後の（昭和40年法律第33号）の文言を削除し、総所得金額の後ろに山林所得金額を追加し、その後ろの句読点を削除し、さらには附則第２項の最後及び山林所得金額と、110万円とあるものは125万円の文言を加えます。

続きまして、議案第２条の関係になります改正内容２点目になりますが、亘理町独自施策といたしまして、子育て支援を目的に子供の国民健康保険税均等割額の減免を令和３年度の国民健康保険税から実施するため、それに伴い亘理町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

現在、国民健康保険とほかの医療保険制度の医療費水準や保険料水準の格差が広がる中で、国民健康保険税に係る子供の均等割減免につきましては、各団体、各組織において、国に対し全国的な要望運動が展開されている項目の一つでもございます。今回、亘理町の国民健康保険で実施する減免の内容でございますが、減免の対象は出生から18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者の分の均等割額とし、賦課限度額適用後及び法定軽減適用後の均等割額について、所得制限を設けずに全額減免するものでございます。また、申請も不要とする予定です。

改正内容につきましては、新旧対照表の４ページからになりますが、亘理町国民健康保険税条例第26条の国民健康保険税の減免、第１項第４号に出生から18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者の文言を加え、以下第５号が号ずれするものとなります。

最後に、議案書14ページに戻っていただきまして、附則になりますが、第１項、施行期日。この条例は、令和３年１月１日から施行する。ただし、第２条の改正規定は、令和３年４月１日から施行するものです。

続きまして、第２項、適用区分では、亘理町国民健康保険税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和２年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議　長（佐藤　實君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより、議案第84号　亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、議案第84号　亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第７　議案第８５号　亘理町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

議　長（佐藤　實君）　日程第７、議案第85号　亘理町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議　長（佐藤　實君）　当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐々木　厚君）　それでは、議案第85号　亘理町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の16ページ目をお開き願います。

亘理町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、令和２年９月16日に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、亘理町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例において、条文中に省令の名称を引用していることから、改正された省令名称に合わせ改正するものでございます。

内容につきましては、別冊の配付資料、新旧対照表のほうでご説明いたしますので、資料をお手元にご準備願います。新旧対照表は５ページとなります。

第２条中、平成33年３月31日を令和３年３月31日に、第25条を第26条に改めるものでございます。

議案書の16ページ目にお戻り願います。

本改正条例の附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の亘理町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和２年10月１日から適用するものでございます。

以上で、議案第85号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議　長（佐藤　實君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより、議案第85号　亘理町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、議案第85号　亘理町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第８６号　損害賠償の額の決定及び和解について

議　長（佐藤　實君）　日程第８、議案第86号　損害賠償の額の決定及び和解についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議　長（佐藤　實君）　当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君）　それでは、議案第86号　損害賠償の額の決定及び和解について説明いたします。

議案書は17ページからとなります。

損害賠償の額の決定及び和解について。

地方自治法第96条第１項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、１、損害賠償額551万44円。

上記金額の内訳。人的損害540万9,430円、物的損害10万614円、過失割合、町80：相手方20。

２、和解の内容。町から相手方に前項の損害賠償金を支払い、今後この事故に関していかなる事情が生じても双方異議を申し立てない。

３、相手方。宮城県仙台市青葉区上杉一丁目２番16号、全国共済農業協同組合連合会宮城県支部。

次のページになります。

４、事故の概要。平成31年１月23日、亘理町逢隈田沢字壇ノ越134番地１地先の町道浜道線において、上水道の漏水に起因する路面凍結により発生した事故について、当該車両の運転手が負傷及び民地フェンスを損壊したものであります。

なお、当該車両の自動車保険の保険者である相手方が保険金を運転手に支払い、保険代位による損害賠償請求権を取得したものであります。

特記事項。本案件については、車両損害分を平成31年４月１日付で専決処分を行い、令和元年６月17日付で亘理町議会議長に報告したものでありますが、運転手の治療及び民地フェンスの復旧工事が完了したことから、人身損害及び物的損害に係る部分について賠償し、和解するものであります。

以上で説明を終わります。

議　長（佐藤　實君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。６番大槻和弘議員。

６　番（大槻和弘君）　１点だけ教えてほしいんですけれども、これ具体的な中身がよく分からないんですが、前に聞いたのかもしれませんけれども、ちょっと１年ぐらい前のだからだけれども、17ページの過失割合が町80で相手方が20となっていますよね。この中身をちょっと教えていただきたい。

議　長（佐藤　實君）　上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸君）　過失割合でございますけれども、上水道の漏水により路面が凍結した事故ということであります。割合の80対20につきましては、町の担当弁護士と相談の上、相手方と話し合いの上で決定しているものでございます。

以上です。

議　長（佐藤　實君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより、議案第86号　損害賠償の額の決定及び和解についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、議案第86号　損害賠償の額の決定及び和解についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第８７号　字の区域を新たに画することについて

議　長（佐藤　實君）　日程第９、議案第87号　字の区域を新たに画することについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議　長（佐藤　實君）　当局からの提案理由の説明を求めます。企画課長。

企画課長（齋　義弘君）　それでは、議案第87号　字の区域を新たに画することについてご説明いたします。

19ページをご覧ください。

今回の字の区域を新たに画することにつきましては、地方自治法第260条第１項の規定により、本町の区域内の字の区域を別紙のとおり新たに画するため、議会の議決を求めるものでございます。

20ページをご覧ください。

字の変更を必要とした理由でございますが、当該字の変更区域におきましては、土地改良事業が施行され、令和３年度中に換地処分を行い、事業が完了する予定となっており、換地処分の実施に伴い、圃場整備施行区域内の字名を変更するも

のでございます。

議案資料の「合理的にしようとするもの」に関しましては、施行区域内の字名を字高屋と字鳥屋崎に統一するというものでございます。

事業名は、県営土地改良事業（区画整理事業）高屋・鳥屋崎地区。

根拠法令につきましては、土地改良法第87条です。

施行者は、宮城県になります。

確定年月日及び確定番号については、平成25年６月４日、農村第174号です。

施行区域は、亘理郡亘理町逢隈高屋字鳥の海の全部。逢隈高屋字道下、鷹野橋、谷地中、新谷地、谷地、倉東、新篠子橋、鳥西、鳥東、鳥屋崎の各一部。荒浜字星の一部。長瀞字新谷地、新海岸の各一部となります。

換地処分予定年月は、令和３年９月になります。

21ページには、字名の新旧対照表が、22ページから28ページには変更調書が、そして29ページ以降には事業の位置図及び高屋・鳥屋崎地区の字区域図が添付されておりますので、ご参照願います。

以上で議案第87号の説明を終わります。

議　長（佐藤　實君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより、議案第87号　字の区域を新たに画することについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、議案第87号　字の区域を新たに画することについての件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、13時ちょうどであります。休憩。

午前１１時５０分　休憩

午後　1時００分　再開

議　長（佐藤　實君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に、本日の議事日程第５、議案第83号　亘理町議会議員及び亘理町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の件を議題とした際に、当局からの説明員を総務課長と指名しましたが、正しくは選挙管理委員会書記長でありますので、発言の訂正をいたします。

日程第１０　議案第８８号　公の施設における指定管理者の指定について
日程第１１　議案第８９号　公の施設における指定管理者の指定について
（以上２件一括議題）

議　長（佐藤　實君）　日程第10、議案第88号　公の施設における指定管理者の指定について、及び日程第11、議案第89号　公の施設における指定管理者の指定についての以上２件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議　長（佐藤　實君）　なお、当局から指定管理者選定委員会の経過について補足説明の申出がありますので、これを許可いたします。企画課長。

企画課長（齋　義弘君）　それでは、指定管理者選定委員会の経過についての補足説明をさせていただきます。

今回の議案第88号から議案第96号までの公の施設における指定管理者の指定につきましては、令和２年10月13日に開催されました亘理町指定管理者選定委員会におきまして審議の結果、それぞれの団体が選定され、その内容について答申をいただいていることを、最初にご報告いたします。

私からの説明は以上でございます。

議　長（佐藤　實君）　議案第88号及び議案第89号について、当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君）　それでは、議案第88号についてご説明をいたします。

議案書32ページをお開き願います。

議案第88号　公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定

により議会の議決を求めるものでございます。

初めに、公の施設の名称でございますが、亘理町ほのぼの園。

指定管理者となる団体につきましては、亘理町字旧舘60番地７、社会福祉法人亘理町社会福祉協議会でございます。これまでも同様に指定管理者としてお願いをしている団体でございます。

指定の期間につきましては、令和３年４月１日から令和６年３月31日までの３年間でございます。

次に、議案第89号、次の33ページになります。

議案第89号　公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称でございますが、亘理町ゆうゆう作業所。

指定管理者となる団体は、亘理町字旧舘60番地７、社会福祉法人亘理町社会福祉協議会でございます。こちらも今まで指定管理者としてお願いしている団体でございます。

指定の期間につきましては、令和３年４月１日から令和６年３月31日までの３年間でございます。

以上で説明を終わります。

議　長（佐藤　實君）　当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第88号　公の施設における指定管理者の指定についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。15番鈴木高行議員。

１５番（鈴木高行君）　議案88号も89号もなんですけれども、この施設を運営する場合に、指導員の数というのは規定で何人と規定されているのか、大体で運営しているのか、その指導員の資格要件などもあるのかないのか、それらについて伺います。

議　長（佐藤　實君）　福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君）　まず、亘理町のほのぼの園でありますが、こちらについては指導員等の規定はございません。また、ゆうゆう作業所につきましては、こちらは指定就労継続支援Ｂ型の事業所ということになりますので、人員の規定ございまして、それにつきましては人員の配置については規定どおり配置されているという

ところでございます。

以上でございます。

議　長（佐藤　實君）　鈴木高行議員。

１５番（鈴木高行君）　では、ほのぼの園の運営については何人、ゆうゆう作業所については何人配置していますか。

議　長（佐藤　實君）　福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君）　ほのぼの園につきましては職員数は７名、ゆうゆう作業所については職員数は６名、プラス医師が配置されておりまして、常勤ではございませんが医師１名というふうになっております。

以上でございます。

議　長（佐藤　實君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより、議案第88号　公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、議案第88号　公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号　公の施設における指定管理者の指定についての件について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより、議案第89号　公の施設における指定管理者の指定についての件を採決

いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、議案第89号　公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第１２　議案第９０号　公の施設における指定管理者の指定について
日程第１３　議案第９１号　公の施設における指定管理者の指定について
日程第１４　議案第９２号　公の施設における指定管理者の指定について
日程第１５　議案第９３号　公の施設における指定管理者の指定について
日程第１６　議案第９４号　公の施設における指定管理者の指定について
（以上５件一括議題）

議　長（佐藤　實君）　日程第12、議案第90号　公の施設における指定管理者の指定についてから、日程第16、議案第94号　公の施設における指定管理者の指定についてまでの以上５件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議　長（佐藤　實君）　議案第90号から議案第94号までについて、当局からの提案理由の説明を求めます。施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君）　それでは、議案第90号から議案第94号まで一括してご説明申し上げます。

まず、議案書の34ページをお開き願います。

議案第90号　公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

１、公の施設の名称、逢隈駅東自転車等駐車場。

２、指定管理者となる団体、亘理町逢隈下郡字高緋８番地、下郡区。これまでと同じ団体でございます。

３、指定の期間、令和３年４月１日から令和６年３月31日まででございます。

続きまして、35ページをご覧願います。

議案第91号　公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

１、公の施設の名称、浜吉田駅西自転車等駐車場。

２、指定管理者となる団体、亘理町吉田字流146番地703、浜吉田西区。こちらも同じ団体になります。

３、指定の期間、令和３年４月１日から令和６年３月31日まででございます。

続きまして、36ページをご覧願います。

議案第92号　公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

１、公の施設の名称、亘理駅西自転車等駐車場。

２、指定管理者となる団体、亘理町字旧舘61番地22、公益社団法人亘理町シルバー人材センター。こちらも同じ団体になります。

３、指定の期間、令和３年４月１日から令和６年３月31日まででございます。

続きまして、37ページをご覧願います。

議案第93号　公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

１、公の施設の名称、亘理駅東自転車等駐車場。

２、指定管理者となる団体、亘理町字旧舘61番地22、公益社団法人亘理町シルバー人材センター。こちらも同じ団体になります。

３、指定の期間、令和３年４月１日から令和６年３月31日まででございます。

続きまして、38ページをお開き願います。

議案第94号　公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

１、公の施設の名称、亘理駅東駐車場（南側）。

２、指定管理者となる団体、亘理町字旧舘61番地22、公益社団法人亘理町シル

バー人材センター。こちらも同じ団体になります。

３、指定の期間、令和３年４月１日から令和６年３月31日まででございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議　長（佐藤　實君）　当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第90号　公の施設における指定管理者の指定についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより、議案第90号　公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、議案第90号　公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号　公の施設における指定管理者の指定についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより、議案第91号　公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、議案第91号　公の施設における指定

管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号　公の施設における指定管理者の指定についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより、議案第92号　公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、議案第92号　公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号　公の施設における指定管理者の指定についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより、議案第93号　公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、議案第93号　公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号　公の施設における指定管理者の指定についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより、議案第94号　公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、議案第94号　公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第１７　議案第９５号　公の施設における指定管理者の指定について

議　長（佐藤　實君）　日程第17、議案第95号　公の施設における指定管理者の指定についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議　長（佐藤　實君）　当局からの提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君）　それでは、議案第95号についてご説明いたします。

議案書につきましては39ページをお開き願います。

議案第95号　公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称につきましては、亘理駅東駐車場（北側）となります。

指定管理者となる団体、亘理町字旧舘61番地22、公益社団法人亘理町シルバー人材センターでございます。これまでと同じ法人でございます。

指定の期間につきましては、令和３年４月１日から令和６年３月31日までの３年間となります。

以上で説明を終わります。

議　長（佐藤　實君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより、議案第95号　公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、議案第95号　公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第１８　議案第９６号　公の施設における指定管理者の指定について

議　長（佐藤　實君）　日程第18、議案第96号　公の施設における指定管理者の指定についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議　長（佐藤　實君）　当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君）　それでは、議案第96号についてご説明申し上げます。

議案書の40ページをお開き願います。

議案第96号　公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

初めに、公の施設の名称でございますが、亘理町荒浜漁港フィッシャリーナ。

指定管理者となる団体につきましては、石巻市開成１番27、宮城県漁業協同組合でございます。これまでも同様に指定管理者としてお願いをしている団体でございます。

指定の期間につきましては、令和３年４月１日から令和６年３月31日までの３年間でございます。

以上で説明を終わります。

議　長（佐藤　實君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより、議案第96号　公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、議案第96号　公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第１９　議案第９７号　令和２年度亘理町一般会計補正予算（第６号）

議　長（佐藤　實君）　日程第19、議案第97号　令和２年度亘理町一般会計補正予算（第６号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議　長（佐藤　實君）　当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君）　議案第97号についてご説明いたします。

別冊でお配りの一般会計補正予算書（第６号）をご準備の上、１ページをお開き願います。

議案第97号　令和２年度亘理町一般会計補正予算（第６号）。

令和２年度亘理町一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５億6,254万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億543万1,000円とするものであります。

第２条、債務負担行為の補正です。債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

第３条、地方債の補正。地方債の変更は、「第３表　地方債補正」によるとするものです。

それでは、初めに歳出予算からご説明いたしますので、予算書の17、18ページをお開き願います。

説明につきましては、金額の大きいものを中心にご説明させていただきます。

初めに、各款にわたり人件費の減額または追加の補正を行っておりますが、これにつきましては人事異動及び人事院勧告等に基づく給与改定等によるものでございます。

それでは、２款総務費になりますが、初めに１項１目、細目４一般管理経費において、牛袋区の集会所改修に伴い、集会所建設事業補助金65万9,000円を追加補正するもののほか、昨年１月に逢隈田沢字壇ノ越地内で発生した水道管漏水による路面凍結スリップ事故について、人身傷害及び物損に係る賠償金が確定したことから、補償補填及び賠償金として551万1,000円を追加補正するものでございます。

次に、１項２目、細目４、広報経費につきましては、本町のコミュニティーＦＭであるＦＭあおぞらを活用し、まちづくりにおける行政からの情報をリアルタイムで町民に提供するため、行政広報（ラジオ）番組制作・放送業務委託料として15万9,000円を追加補正するものであります。

１項６目企画費につきましては、初めに細目３企画事務経費として、懸案となっていた亘理駅のバリアフリー化整備について、ＪＲ東日本との協議が整い、ＪＲ亘理駅に東口改札等を設置することになったことから、関連するエレベーターや通路への屋根の設置などを整備する設計費として、ＪＲ亘理駅バリアフリー設備整備設計業務委託料900万円を追加補正するほか、次のページにかけて、細目４国際交流事業経費につきましては、現在の新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、令和２年度の中学生海外派遣事業を残念ながら中止せざるを得ないことから、569万3,000円を減額補正するものであります。

なお、ＪＲ亘理駅のバリアフリー化に係る設計業務委託料については、令和２年度から令和３年度までの債務負担行為を設定するというものになります。

同じく、細目21ふるさと納税推進事業費になりますが、当初予算において１億5,000万円の寄附金を見込んでおりましたが、寄附金の増加が見込めることから、ふるさと納税支援サービス業務委託料として8,631万1,000円を追加補正するもの

になります。

次に、12目、細目９公共施設整備基金費になりますが、今後の公共施設全般の整備を見据え、新たに公共施設整備基金を設置するもので、目的を達成したことにより併せて廃止する庁舎建設基金及び学校整備基金の残額を原資に３億2,915万4,000円を積み立てるものであります。

14目、細目３総務経費につきましては、消耗品費９万1,000円を計上しておりますが、これは防犯実働隊に新入隊員が加入することによる制服一式の費用であります。

以上が、２款総務費の主なものでございます。

続いて、３款民生費をご説明いたします。21ページ、22ページをご覧願います。

下段ですが、１項１目社会福祉総務費につきましては、細目４国民健康保険特別会計経費、次のページに移りまして、３目、細目５介護保険事務経費、続けて細目15後期高齢者医療事務経費につきましては、それぞれの特別会計の補正予算に基づき、繰出金について減額または追加補正するものであります。

７目、細目３障害者福祉費につきましては、総額5,379万3,000円を追加補正するものですが、ほのぼの園への新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業補助金として30万円を追加補正するもののほか、障害福祉サービス費に係る報酬改定、さらには障害福祉サービス利用者の増加から不足見込額である扶助費5,137万円を計上するものであります。また、令和元年分の障害者自立支援給付費負担金の精算に伴う返還金として212万2,000円を追加補正するものでございます。

次に、２項１目、細目８障害児福祉事業経費につきましても、利用者の増加から障害児施設給付費の不足見込額599万8,000円を追加補正するものであり、併せて令和元年度分に係る障害児入所給付費等負担金の精算に伴う返還金として345万2,000円を追加補正するものであります。

次のページ、25、26ページをお開き願います。

２目児童館費、３目保育所費、27、28ページに移りまして、４目児童措置費、そして６目二杉園費につきましては、一部において人件費の減額補正等を行っておりますが、追加補正となるものにつきましては、県の補助金を活用して新型コロナウイルス感染症対策に係る費用を計上するもので、各児童施設、保育施設に対して上限50万円の範囲内でそれぞれ追加補正するものでございます。

３項１目、細目４災害救助経費につきましては、返済を受けた災害援護資金を県に償還するに当たり、繰上償還を受けるなど県に返済する償還金に不足が生じる見込みであることから417万2,000円を追加補正するものであります。

以上が、３款民生費の主なものであります。

続いて、４款衛生費についてご説明いたしますので、29、30ページをご覧願います。

１項２目、細目３予防事務経費につきましては、初めに一次救急として総合南東北病院に委託している平日夜間初期救急診療事業において、新型コロナウイルス感染症の影響から受診する利用者が減少しており、運営する１市２町の負担が増加する見込みであることから、平日夜間初期救急診療事業負担金として197万4,000円を追加補正するもののほか、新型コロナウイルス感染症患者の早期発見、感染拡大を防止するため、亘理郡医師会の協力をいただきながら、地域外来・検査センターを郡内に設置することになったことから、地域外来・検査センター設置事業負担金として150万7,000円を追加補正するものであります。

次に、細目５予防接種経費になりますが、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについて、早ければ今年度中にもワクチンの接種開始が想定されることから、これらに係る経費について予算計上するものであり、新型コロナウイルスワクチン予防接種クーポン発行及びシステム改修業務委託料等として、総額527万2,000円を追加補正するものでございます。

以上が、４款衛生費の主なものになります。

次に、６款農林水産業費をご説明いたしますので、33、34ページをお開き願います。

１項４目、細目32農業復興地域還元事業費につきましては、逢隈小山で新たにイチゴの生産に取り組む新規農業者に対し、復興地域還元事業として新規農業者育成支援事業補助金100万円を追加補正し支援するものであります。

１項６目、細目９県営農地整備事業費につきましては、県営の農地整備事業に対する負担金になりますが、大規模圃場整備事業の補完工事や太陽光発電施設の外構工事など事業費の増加が見込まれることから、農山漁村地域復興基盤総合整備事業負担金として1,792万円、農村地域復興再生基盤総合整備事業負担金として1,235万7,000円を追加補正するものです。

以上が、６款農林水産業費の主なものであります。

７款商工費についてご説明いたしますので、35、36ページをお開き願います。

商工費につきましては、１項２目、細目３商工振興事務経費において、実績に基づき新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金を820万円減額補正するもののほか、空き店舗活用推進事業において２件の新規申請があったことから、空き店舗活用推進事業補助金80万円を追加補正するものであります。また、コロナ対策として、町内事業者に対する中小企業振興資金融資の上限額を1,000万円から2,000万円に増額しておりましたが、町が負担する利子補給金及び保証料補給金に不足が見込まれることから、中小企業振興資金利子補給金として264万4,000円、中小企業振興資金保証料補給金として1,067万円をそれぞれ追加補正するとともに、現在の中小企業振興資金の融資状況から、預託金について1,000万円を追加補正するものであります。

１項３目、細目５観光振興経費につきましては、アサヒグループホールディングス株式会社様から、荒浜海水浴場に係る足洗い場整備を目的に寄附を頂戴したことから、亘理町観光協会への補助金として200万円を追加補正するもののほか、わたり温泉鳥の海の修繕工事に対し、観光施設整備基金を財源としてわたり温泉鳥の海特別会計への繰出金303万7,000円を追加補正するものであります。

以上が、７款商工費の主なものでございます。

続きまして、８款土木費についてご説明いたしますので、37、38ページをご覧願います。

中段になりますが、２項３目、細目20社会資本整備総合交付金事業費（道路整備事業：老朽化）につきましては、工事内容の変更により、曽根下橋補修工事費として550万円を追加補正するもののほか、３項１目、細目４河川整備事業費におきまして、今後の兎沢のり面の改修に向け、兎沢法面用地測量業務委託料320万円を追加補正するものであります。

次に、10款教育費についてご説明いたします。39、40ページをご覧願います。

下段になります。１項１目、細目３委員会事務経費につきましては、亘理町教育環境整備検討委員会委員及び亘理町いじめ問題対策専門臨時委員会委員に係る委員報酬として121万8,000円を計上しているほか、小中学校の教育環境に係るアンケートを実施するための経費等を追加補正するものであります。

続いて、41、42ページをお開き願います。

こちらもページの下段になりますが、２項１目、細目10小学校費の施設管理経費及び43、44ページ、３項１目、細目８、こちらは中学校費の施設管理経費になりますが、消防設備点検で指摘のありました消火栓ホースを更新する費用のほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、各小中学校で使用している水道、電気といった光熱水費が不足する見込みであることから、小学校費の需用費として100万2,000円を追加補正するとともに、中学校費についても需用費303万円を追加補正するものが、10款教育費の主なものでございます。

以上が、歳出予算の説明になります。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明いたしますので、９ページ、10ページをお開き願います。

10款地方交付税につきましては、歳出６款農林水産業費でご説明した県営農地整備事業費の財源として、歳出と同額の3,027万7,000円を１項１目１節、細節３の震災復興特別交付税として追加補正するものになります。

14款国庫支出金につきましては、初めに１項１目民生費国庫負担金ですが、歳出における児童福祉費及び社会福祉費の増額に伴い、障害児施設給付費負担金299万9,000円、障害福祉サービス費等負担金2,568万5,000円を追加補正するものであります。

次に、２項国庫補助金になりますが、３目５節、細節21社会資本整備総合交付金（道路整備事業：老朽化）として250万円を追加補正するものが、その主なものでございます。

続きまして、15款県支出金になります。15款県支出金につきましては、初めに１項１目県負担金になりますが、国庫支出金と同様に児童福祉費及び社会福祉費の増加に伴う県負担分として、障害児施設給付費負担金149万9,000円を追加補正するほか、障害福祉サービス費等負担金1,284万2,000円を追加補正するものであります。

次に、２項県補助金をご説明いたします。11、12ページをご覧願います。

県補助金につきましては、２目３節児童福祉費補助金において、児童福祉施設及び障害児施設で実施する新型コロナウイルスの感染症対策の財源として、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（児童福祉施設等分）、そして（障害

分）として総額983万1,000円を追加補正するもののほか、３目衛生費県補助金において、１節、細節26新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金として、新型コロナウイルスワクチン接種に係る歳出補正額と同額の527万2,000円を追加補正するものであります。

続きまして、17款寄附金になりますが、寄附金につきましては、荒浜海水浴場の整備に関連してアサヒグループホールディングス株式会社様からご寄附をいただいたことから、200万円を追加補正するもののほか、ふるさと納税寄附金の追加補正を行うもので、ふるさと納税の現在の寄附の状況と昨年度の実績の伸びに基づく見込み額ということもございますので、今回の歳入補正予算につきましては、歳入補正予算と同額の8,631万1,000円として追加補正するものであります。

ページの下段、18款繰入金になりますが、総額で３億5,739万9,000円を追加補正するものでありますが、詳しくは次の13、14ページをご覧願います。

初めに、１項５目学校整備基金繰入金及び８目庁舎建設基金繰入金につきましては、新たな基金の設置に合わせ、学校整備基金及び庁舎建設基金を年度内で廃止することから、合わせて３億2,915万4,000円を繰入れするため追加補正するものであります。

次に、９目観光施設整備基金繰入金につきましては、わたり温泉鳥の海の修繕工事に対する繰出金に充てるため303万7,000円を繰入れするものであります。

16目農業復興地域還元事業基金繰入金につきましては、新規就農者育成支援事業に充てる財源として100万円を追加補正し繰入れするものであります。

最後に、１目財政調整基金繰入金になりますが、今回の補正の調整財源として財政調整基金繰入金2,420万8,000円を追加補正するものであります。

続きまして、20款諸収入をご説明いたします。諸収入につきましては、初めに３項１目貸付金元利収入において、３節、細節１中小企業振興資金融資預託金元金収入として1,000万円を追加補正するものであります。

次に、４項１目雑入になりますが、２節、細節３全国町村会総合賠償補償金として551万円を追加補正するもののほか、23節、細節６後期高齢者医療広域連合医療給付費市町村負担金返還金として、令和元年度分の負担金の精算に伴う後期高齢者医療広域連合からの返還金として1,113万2,000円を追加補正するものであります。

歳入の最後になりますが、21款町債についてご説明いたします。次のページにかけてになりますが、１項４目１節道路整備事業債におきまして、細節１町道新設改良事業債90万円を追加補正するものであります。

以上が、歳入補正予算の主なものでございます。

続きまして、第２表及び第３表の関係をご説明いたしますので、戻りまして４ページをお開き願います。

上段から、第２表　債務負担行為の補正になりますが、債務負担行為の追加につきましては、歳出でご説明したＪＲ亘理駅のバリアフリー設備の整備に係る設計業務委託において、令和３年度までかかる見込みであることから、令和３年度の限度額900万円の設定を行うほか、亘理町ほのぼの園管理運営業務委託から、最後の亘理駅東駐車場（北側）管理業務委託までの７件の追加につきましては、それぞれの指定管理業務委託について令和２年度から令和５年度までの限度額を設定するものであります。

最後に、第３表　地方債補正についてご説明いたします。

こちらにつきましては、先ほどの歳入の町債でもご説明申し上げましたが、社会資本整備総合交付金事業費の増加に伴い、道路整備事業債の借入額を１億1,360万円から１億1,450万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法については変更前と同じであります。

以上で、議案第97号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議　長（佐藤　實君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。11番森　義洋議員。

１１番（森　義洋君）　18ページ、歳出でございます。２目広報経費、委託料、行政広報（ラジオ）番組制作・放送業務委託料でございますが、こちら内容としましては、この行政広報どういったものを具体的にやるのか、お願いいたします。

議　長（佐藤　實君）　企画課長。

企画課長（齋　義弘君）　こちらの委託料につきましては、ＦＭあおぞら、コミュニティーＦＭでございますが、そちらのほうへの委託ということで、町で様々なお知らせ等ある中の情報を毎日放送していただくと。５分間程度の番組になるかと思うんですけれども、そのような形で町内に放送という形になると考えております。

議　長（佐藤　實君）　森　義洋議員。

１１番（森　義洋君）　こちら、ラジオでやるということですので、これがなぜこのラジオ

を使ってやることになったかということと、そしてこの広報を行った上での効果、検証というのをどのようにして行うのか、お願いいたします。

議　長（佐藤　實君）　企画課長。

企画課長（齋　義弘君）　こちらをなぜ行うかという点につきましては、ＦＭあおぞらはコミュニティーＦＭではございますけれども、当初、震災直後から災害ＦＭとして町内で活動していただき、亘理町にＦＭラジオ局があるというのが大きなことだと考えてございます。町からのＰＲの方法、様々ございますけれども、その中の一つのアイテムということで、ＦＭラジオを活用して広くＰＲしたいというふうな考えでございます。

　あと、効果の検証でございますけれども、このラジオの効果検証については、なかなかちょっと難しいとは考えておりますが、より多くの方に聞いていただいて、町への事業なりお知らせ等の内容をよく把握していただいて、それを実行していただければと考えております。

　以上でございます。

議　長（佐藤　實君）　ほかに質疑ありませんか。14番佐藤正司議員。

１４番（佐藤正司君）　20ページでございます。ふるさと納税推進事業、委託料、ふるさと納税支援サービス業務委託料8,631万1,000円、歳入も同額8,631万1,000円計上されております。これはご案内のとおり、ふるさとを応援したいということで寄附をされる制度でございますが、同額を支出しますと、応援される額、残額というのは残るのかどうか、現時点での寄附額、そしてサービス業務委託費、事務費ということになろうかと思うんですけれども、どのぐらいになっているのかお伺いします。

議　長（佐藤　實君）　財政課長。

財政課長（大堀俊之君）　ふるさと納税関係になりますけれども、議員おっしゃるとおり、今回の補正予算につきましては、歳入と歳出同額の8,631万1,000円を計上してございます。ふるさと納税につきましては現時点で、こちら12月９日時点での寄附額になりますけれども、１億3,214万9,000円ほどの寄附を頂戴してございます。こちらに対しまして、昨年の実績でいきますと、12月のみで約１億2,000万円ほどの寄附を頂戴いたしました。そういったことを勘案しますと、現在当初予算のほうで歳入としまして１億5,000万円、そして歳出のほうでそちらにかかる経費とい

うことで8,631万1,000円という予算を計上させていただいているんですけれども、12月が去年のような、去年どおりぐらいの、去年以上のもしくは収入があったとすると、その経費を支払うに当たりまして、翌月１月頃に、１月以降にそちらの分の経費分の請求が来るわけなんですけれども、その歳出予算が不足するということで、今回歳出予算をまず8,631万1,000円ほど計上しました。ただ、あくまでこちらにつきましては、そのぐらい来るだろうという予想のもとの予算になりますので、歳入をそれに見合った予算で組んでしまいますと、もし寄附がなかった場合には歳入欠陥になってしまうこともありますので、まずは経費を確保するということから、経費と同額の歳入額を見込んだという形となってございます。

　以上になります。

議　長（佐藤　實君）　佐藤正司議員。

１４番（佐藤正司君）　去年の決算ですと、その事務費を引いて大体半分くらいがふるさと納税としての歳入になっているわけですね。今回もそのぐらいになるのかなというふうに思うわけですけれども、まずその点と、あと30ページ、予防費、予防接種費の委託料、新型コロナウイルスワクチン予防接種クーポン発行及びシステム改修業務委託料446万9,000円でございます。イギリスでファイザー社のワクチン接種が始まっております。そしてまた、アメリカでは近々接種するというふうなことになっております。日本では３月頃かなというふうな報道がされております。これに合わせて今回予算化したものかなというふうに思うわけでございますけれども、そうした場合に、クーポン券配付はどのように行うのか、そして接種する際の同意をどういうふうに取るのかというふうなこと、それぞれお伺いをいたします。

議　長（佐藤　實君）　財政課長。

財政課長（大堀俊之君）　まず、ふるさと納税関係についてお話しさせていただきますが、経費がどのぐらいになる見込みかというお話ですけれども、昨年の実績から行きますと、経費的には50％をちょっと超えるぐらいの経費となってございました。一応予算上は50数％を経費率見てございますけれども、最終的には去年と同額の50％をちょっと超えるぐらいで行くのではないかというふうに考えてございます。

　以上になります。

議　長（佐藤　實君）　健康推進課長。

健康推進課長（齋藤　彰君）　まず、クーポン券の発行という方法の話でしたが、まず接種対象者につきましては、住民基本台帳に登録されている市町村の、亘理町であれば町民全員が対象になります。今回補正に上げているその対象者ですが、まず優先順位で高い高齢者を補正予算の対象としております。クーポン券の発行につきましては業者に委託するつもりでございますが、質問のその承諾の関係ですが、そちらにつきましては、まだ詳細が国のほうから来ておりませんので、今後来次第、我々のほうではそういった承諾関係も取っていきたいと考えております。

以上です。

議　長（佐藤　實君）　佐藤正司議員。

１４番（佐藤正司君）　今、全国で注目されているわけでございますけれども、予防接種に対する健康不安アンケートというふうなのが報道されております。その中で、積極的に接種をするというのは大体19％ぐらい、接種しないというのが17％、そして様子を見ながら接種するというのが64％なんですね。これは、自分の意思決定で接種されるというふうに、そのために同意というふうなのが出てくるのかなというふうに思うんです。その辺当たり、まず住民に対して十分な説明、お知らせ、その辺が必要になってくるのかなというふうに思うんですけれども、その辺の考えはどうですか。

議　長（佐藤　實君）　健康推進課長。

健康推進課長（齋藤　彰君）　議員のおっしゃるとおり、そういったことも含めまして接種には踏み切りたいというふうに考えております。

以上です。

議　長（佐藤　實君）　ほかに質疑ありませんか。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、午後２時といたします。休憩。

午後１時５５分　休憩

午後２時０５分　再開

議　長（佐藤　實君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑に入ります。９番佐藤邦彦議員。

９　番（佐藤邦彦君）　それでは、何点かお尋ねいたします。

まず、18ページの下段の企画事務経費、ＪＲ亘理駅バリアフリー設備整備設計業

務委託料900万円についてですが、今回乗降客の利便性が図られて、ひいては悠里館の利用者にも便利になるというふうなことが当然考えられます。現場を見てきました。東西通路につながる西側のエレベーターに、利用時間のお断りが掲示されていました。それは、エレベーターの利用時間は午前８時から午後６時55分までですと。ただし、月曜日、毎月最終金曜日、祝日及び年末年始は休止となりますと。そして５月５日、11月３日を除くと。そして、最後にご不便をおかけしますがご了承くださいというふうな貼り紙があったんですね。この利用時間まで今までエレベーターを利用してきたわけですが、これから当然東口にエレベーターが連結されるというふうなことで、やはり利便性が最大化、最適化されるべきだと思うんですが、この利用時間帯についての運用についてお伺いをいたします。

議　長（佐藤　實君）　企画課長。

企画課長（齋　義弘君）　今回のバリアフリー事業で整備した暁には、エレベーターのほう、西側のほうはもちろん、東側の新設のエレベーターにつきましても24時間営業というふうに考えてございます。

以上でございます。

議　長（佐藤　實君）　佐藤邦彦議員。

９　番（佐藤邦彦君）　あと、18ページのその上の広報経費についてお尋ねいたします。委託料15万9,000円、先ほど森議員のほうから、毎週５分間のまちづくりに関連するＰＲ広報を流すと。町広報には、広報紙全世帯ですね、あと昨日の一般質問ではホームページ月30万回ほどあると。そして、ＳＮＳ、防災無線、回覧板等の媒体があるわけです。その目的や知らせる範囲でおのおの使い方をより分けているわけでございますが、今回の委託料のラジオでどのようなリスナーの属性範囲の方々を対象としているのかと、マーケティングですね。そして、受益者たるリスナーの想定数ってどれくらい見込んでいるのかというふうなことでございます。

議　長（佐藤　實君）　企画課長。

企画課長（齋　義弘君）　属性といいますと大変難しいんですけれども、ラジオですので、その範囲内にいる方しか基本的には聞けないわけですので、属性というのは大体40代から70代以上、まあ40代以上と申しますか、そのような形になるかとは思いますけれども、なかなかどのような方が聞いているかというのまでは、ちょっとうちのほうでも把握はできておりません。

対象者というふうになりますと、その範囲に入っているラジオが聞ける方は全員ということになりますので、リスナーというのはいわゆるそういう方たちをリスナーというふうに考えてございます。

以上です。

議　長（佐藤　實君）　佐藤邦彦議員。

９　番（佐藤邦彦君）　最後なんですけれども、30ページの中段の予防接種経費446万9,000円ですね、これは先ほど同僚議員が質疑ありましたが、改正予防接種法が成立したわけです。それで、町長の説明では、早ければ年度内接種が想定されるというふうなご説明がございました。やっぱり町民の皆様、大変この安全・安心のために期待が高まってきているわけなんですね。そこで、このクーポン券の利用、今後の進捗状況といいますか計画といいますか、接種体制の概要を、もし現状でご説明できる範囲で結構ですのでお尋ねいたします。

議　長（佐藤　實君）　健康推進課長。

健康推進課長（齋藤　彰君）　まず、今回の補正の内容の背景からちょっとご説明申し上げたいと思います。

まず、国では令和３年の前半までに全国民に提供できるようにワクチンを確保すると、そのために今年度においてある程度の体制を整えるため、その市町村においてはある程度の予算化をしてくださいというのが今回の補正予算の内容でございます。

ワクチンの接種時期につきましては、国は今、早ければ令和３年の前半という話をしておりますが、今現在で少なくとも年度内にできるかどうかは全くもって未定でございます。まず、ワクチンの確保、こちらのほうがまず大前提になりますので、ワクチンの確保、そして我々に対する配付というのが大前提になりますので、それを踏まえた形でその時期に応じてクーポン券の配付なり、承諾まで含めることになるかどうかは分かりませんが、そういったことを実施していきたいというふうに考えております。

接種の体制につきましては、こちらにつきましては今現在上のほうで、国・県等で協議中でございますが、基本的には医師会等の集合契約によって実施するのではないかというふうになっております。

接種の会場等につきましては、今示されている段階で、医療機関もしくは市町村

が設置した会場というような形になっております。しかしながら、亘理町にとってもまだ未定ということでご了承いただきたいと思います。

説明は以上です。

議　長（佐藤　實君）　ほかに質疑ありませんか。２番鈴木邦彦議員。

２　番（鈴木邦彦君）　32ページ、農業振興費の補助金関係ですね、新型コロナウイルス感染症対策農業経営継続支援給付金、並びに34ページ、新型コロナウイルス感染症対策漁業経営継続支援給付金、これはおのおの何件申請があったんでしょか。

議　長（佐藤　實君）　農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君）　まず、農業者でございますが、農業者はちょうど20件でございます。漁業者が14件でございます。

以上でございます。

議　長（佐藤　實君）　鈴木邦彦議員。

２　番（鈴木邦彦君）　全体的な、総体的には、農業者、漁業者が今回のコロナ禍においての売上げ等に影響というのはどのような形になっているのか、今の状況でわかりますか。

議　長（佐藤　實君）　農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君）　まず、農業者なんですが、これは国の第１次補正で事業を町独自でやった施策でございますが、その当時は農家さん、そして漁業者さんの話を直接も聞きましたし、その当時はその組織を担っております漁協さん、農協さん、こちらの方々からまず状況を伺った次第でございます。特に農業者に関しましては、第１次国の補正の際は、今回の給付金に該当させております花卉農家、畜産農家、そして観光農園、もちろん漁業者は全てを該当させておりますが、こちらを対象として給付をさせていただいたわけでございます。もちろん、今回こちらの町の10万円に該当になった方は、国の持続化給付金、こちらのほうをおおむね申請しております。といいますのは、大きく収入が減少しているというあかしでございます。しかしながら、町、10万円でしたけれども、農家さんからは非常に、国よりも早く、どこよりも早く給付していただいたというふうな言葉をいただいておりますし、加えまして漁業者におきましては、先に40万円を追加して合計50万円給付させていただきましたので、そちらからも感謝の言葉はいただいている状況でございますが、これで大きく変わったとはもちろん思っておりませ

んが、応急措置として効果はあったというふうに理解しております。

以上でございます。

議　長（佐藤　實君）　ほかに質疑ありませんか。７番鈴木秀一議員。

７　番（鈴木秀一君）　28ページの３款２項４目、細目３保育園経費の新型コロナウイルス感染症対策に係る私立保育園等運営費補助金、これはどういった内容なのかと、あと町内の私立保育園全てが対象となるのか教えてください。

議　長（佐藤　實君）　子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦君）　新型コロナウイルス感染症対策の補助金の関係でございますが、これにつきましては保育施設に対する対策経費といたしまして、町内私立保育園８施設に対しまして１施設当たり50万円以内ということで補助するための経費でございます。主な事業費の内容といたしましては、アルコール等の係ります経費に充てるものでございます。

以上です。

議　長（佐藤　實君）　ほかに質疑ありませんか。３番高野　進議員。

３　番（高野　進君）　18ページ、先ほどもあったんですが、ＪＲ亘理駅、下のほうですね、バリアフリー設備整備設計料900万円、これについてなんですが、財源についてちょっとお伺いしたいです。３分の１ルールというのがあったかと思うんですよ、あるはずですね。そうすると、これは当町が３分の１持っての900万円なのか、それとも全額、２回に分けて900万円、900万円というの、ちょっと話聞いていますが、いわゆるそういうことなのか、亘理町だけの負担なのか、全体の金額なのか、これが一つ。

あと、私は結びにしますけれども、この一般会計補正予算が採択された場合、ページでいうと14ページの財政調整基金の残高、併せて16ページ、町債残高幾らになるか、この２点お伺いいたします。

議　長（佐藤　實君）　企画課長。

企画課長（齋　義弘君）　今回のバリアフリー整備事業につきましては、今回提案させていただいて、この間説明させていただいた事業の内容につきましては、全て亘理町だけのものでございます。今回のバリアフリー整備事業を全体的に見ますと、亘理駅の分は東口の開設とか、あとホームの改修とか、そういったものは亘理駅でやると。あと、残りの分ですね、東口から下りてエレベーターまでの通路にかか

る屋根とか、もちろんエレベーター、あと点字ブロックとか、そういったものについては町がやりますよというふうに区分けして考えてございます。

以上でございます。

議　長（佐藤　實君）　財政課長。

財政課長（大堀俊之君）　では、財政調整基金の残高と、あとは町債の残高ということでございますけれども、まず予算上の財政調整基金の残高につきましては、14億336万1,000円と見込んでおりまして、令和元年度末と比較すると１億7,000万円ぐらいは増加すると見込んでおります。

続いて、町債残高になりますが、こちらも予算上での町債残高ということになりますと、現時点で108億7,707万6,000円となってございまして、昨年度末の金額と比較すると２億6,000万円ほど増加する見込みとはなっております。ただ、こちら町債残高につきましては、あくまで予算ベースの見込みということもございますので、実際の今年借入れする金額につきましては、入札の結果などから事業費の減少、そういったものも見込めますので、そういったことを踏まえた決算見込みとしては、前年度同額かもしくは前年度以下ぐらいに収まるのではないかというふうにこちらで見込んでおります。

以上になります。

議　長（佐藤　實君）　ほかに質疑ありませんか。15番鈴木高行議員。

１５番（鈴木高行君）　先ほどふるさと納税のことを質問あったけれども、ちょっとふるさと納税のことで質問します。歳入歳出が同額だということがなぜなのかと自分ではちょっと不思議なのね。歳入、返礼品に使う歳出の分が8,000なにがし、これは現在の分にも充当するものなのか、今後出る歳入として納税してくれる方々に対する返礼品なのか、合わせて全部で３月までの返礼品の充当する返礼品のお金なのかと。ただ、先ほど歳入と歳出が同じ額で出すということは、歳入はそんなに見込んでいないんだね。やっぱり歳入を、歳入欠陥になるからという言葉が出てきたから言うけれども、歳入欠陥になったって、今言ったとおり財調があるのであれば、何億も歳入欠陥になるわけではないわけだ、返礼品の中でね。だから、やっぱり見られる分の歳入、このぐらいの歳出の補正しているのであれば、それに合った歳入を見るというのが、やっぱりどこだって同じ、使った金と同じぐらいしか見ないなら商売する必要ない。やっぱりこういう制度があるんだから、そ

れ相当の金を使って、それ相当の収入を得ると、歳入欠陥なんてびくびくしないでやるべきだと俺は思うんだけれども、その辺の財政の判断だと思うけれどもね。

議　長（佐藤　實君）　財政課長。

財政課長（大堀俊之君）　ふるさと納税関連の件になりますけれども、今回同額で計上した理由につきましては、ちょっと先ほども触れさせていただいたんですけれども、実際のところ去年も同じような計上の仕方を実はしておりました。先ほど話した内容といたしましては、現時点で当初予算として歳入として１億5,000万円の予算を計上しております。そして、それに見合う返礼品等を含む経費の分ということで、当初予算では8,631万1,000円を計上しておりました。現時点で収入、既に入っている寄附金の額が１億4,000万円ということで、ただ昨年の12月の収入が、12月だけで１億2,000万円入ってきているということになりまして、現時点の歳入に対する支出については予算上で問題ないんですけれども、今後の見込みとして昨年と同程度の寄附があったとすると、１月以降に支払う経費の分の請求がまず先に来てしまいますので、そちらの支払いができなくなるということで、まずは歳出を確保するという考え方から今回予算を組んでおります。それで、歳出のほうを１月に支払える分ぐらいの経費をまず見込みましたと。

ただ、既にあくまで見込みでの話で進めておりますので、必ずその去年と同程度の寄附があるかどうかが見込めない中で、その歳出に見合う歳入を組むのは、なかなか財政担当としてもちょっと苦しいというところがございましたので、今回は同額の歳入を組ませていただいたと。ただ、今後当然歳出が出ていけば、寄附額も増えるということで、その増える分につきましては今後の補正のほうで計上させていただきたいと考えてございます。

以上になります。

議　長（佐藤　實君）　鈴木高行議員。

１５番（鈴木高行君）　歳入欠陥なんていう言葉なんて出てこないようにね、大体歳入が増えると思って、歳入欠陥は何とかなると、それくらいの腹づもりでやっていかないと、ふるさと納税なんて入ってこないかもしれないから、それだけの歳出は３月補正で組んでも構わないさ、要するに歳入をいかに伸ばすかということを念頭にやっていっていただきたいなと思います。

議　長（佐藤　實君）　ほかに質疑ありませんか。17番鈴木邦昭議員。

１７番（鈴木邦昭君）　41ページの10款２項の小学校費のところ、それから次ページの44ページの中学校費、ここを伺います。

まず、小学校費で燃料光熱水費50万円、消耗品費も50万2,000円と、そして中学校費になりますと、44ページ８節施設管理経費のところ、消耗品費が103万円、それから燃料光熱水費が200万円と、随分大きな金額になっております。この件に関して細部説明いただけないかと思います。

議　長（佐藤　實君）　教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君）　まず、消耗品でございますが、こちらは消火栓のホースでございまして、消防点検において取替えを指摘されたため計上するものでございます、こちら小中学校両方でございます。あと、燃料光熱水費ですが、こちら水道代、電気代なんですけれども、まず水道代のほうが、コロナの関係で手洗いの回数が増えたということと、あと電気代、こちらはエアコンですね、夏場使用したわけなんですけれども、エアコンしていても窓を開けていなければいけないということで電気代がかさんだという結果になってございます。

議　長（佐藤　實君）　鈴木邦昭議員。

１７番（鈴木邦昭君）　ということは、この燃料光熱水費、要するに燃料光熱と一緒になっているので、燃料と光熱は別にという説明、ここに記入されているのは別々ということで考えていいんですか、これは一緒なんですか。

議　長（佐藤　實君）　教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君）　燃料光熱水費というのは、水道、電気両方を含んでおります。

議　長（佐藤　實君）　ほかに質疑ありませんか。５番安藤美重子議員。

５　番（安藤美重子君）　18ページのＦＭの委託料なんですけれども、この15万9,000円というのはいつからいつまでの委託料なのか、１か月分なのか半年分なのか３か月分なのかというところがちょっと分からないので、そこを説明していただきたい。

それから、駅のバリアフリーのエレベーターなんですけれども、これ確認なんですけれども、当然車椅子が入れるような広さのものなんでしょうねという確認が一つです。

それから、22ページの国勢調査のことなんですけれども、国勢調査の報酬のほうがマイナスになっていて、職員経費のほうがプラスになっていると。これは、今年国勢調査が非常に難しくて、いろいろな問題点があったりとかしたことも関わ

っているのかなということも含めて、今回の国勢調査の状況について説明をしていただきたいと思います。

そしてもう一つ、34ページの鳥獣被害のところで、鳥獣被害対策実施隊のところが60万円増額になっているんですけれども、これは稼働日が多くなった、もしくは隊に入隊する方が多くなったのか、あとその実績とかというのがどのような状況になっているのかお伺いいたします。

議　長（佐藤　實君）　企画課長。

企画課長（齋　義弘君）　それでは、まずＦＭあおぞらを活用したラジオ番組のほうにつきましてご説明いたします。この15万9,000円でございますけれども、内訳といたしまして、１日1,600円ですね、こちらは番組の制作料ということで1,600円掛ける30日分を計上しております。３か月分ということで、消費税込みで15万9,000円ということになってございます。

続いて、亘理駅のエレベーターにつきましては、もちろん車椅子は対応してございます。

あと、国勢調査でございますけれども、議員おっしゃるとおり、今年の国勢調査はこれまで経験のないような内容でございました。といいますのは、もちろんコロナの関係がございまして、これまで国勢調査ですと調査員が各家庭を訪問して、何度も訪問してそれを相談を受けながら提出していただいておったというのもあるんですけれども、今回は訪問は１回限り、いなければポストに入れてこいというふうな指示が国からございまして、そういったことで、その調査員の業務そのものが少なくなったということが一つ。

あと、職員の手当のほうが増額になっているというのが、今申したように、いろいろな相談を受けながら、中の記入がされていないというのがほとんどでございます。郵送で送った方が相当数おりまして、そういったものが国のほうから今度郵送で戻ってきております。それの仕分け作業、あと中のチェックとか、それがこれまでにないほどの事業量がかかっているということで、手当のほうも増額という形になってございます。

以上でございます。

議　長（佐藤　實君）　農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君）　鳥獣被害対策経費の鳥獣被害対策実施隊の報酬関係のことで

ございますが、イノシシの被害なんですが、年々もう被害が増えているのは皆さんご存じのとおりでございます。地域住民の方々からいろいろお話を聞いて、被害拡大しているという中で、現在農業関係機関の協力のもと、これまでは亘理町の職員のみでその作業に当たっていたわけなんですが、実施隊の会議の中で、関係団体と協力し合って、さらにもっと強化なものを組織したいというようなお話をいただきまして、11月、12月、先月から今月に当たりまして農業関係機関の協力のもと、強調月間と称しわなの強化を図っております。これまでの箱わな以外にくくりわなを増設いたしましたので、そういう強化的な取組を行いましたので、かけわなが増えましたので、どうしても見回りも増えます。それもですので、実施隊の皆様からご協力いただいておりますので、その報酬分として増額させていただいております。今後もこのような形で、農業関係者とともに被害防止に努めていきたいというふうに思っております。

　以上でございます。

議　長（佐藤　實君）　安藤美重子議員。

５　番（安藤美重子君）　ＦＭのところの経費３か月分ということなんですけれども、約16万円、３か月というと、これを３で割ると５万円ぐらいになるんですかね。ということは、来年度も契約するということになると60何万円ぐらいかかるわけですけれども、これからもずっと継続するのかどうかということと、それから国勢調査の今回の反省点とか課題というのは、国のほうに上げてやって、何かそこでいろいろと審議されるものなのかどうかということ。

　それから、もう一つなんですけれども、42ページのところにさざんか教室の駐輪場の新設というのがあります、26万4,000円です。さざんか教室を開いていただくということがすごくありがたいことですし、できるだけ不登校の子供さんたちがあそこに通っていただければすごくいいことかなと思います。今現在通われている方がどれくらいいて、何台というんですか、この駐車場が狭くて新設するものなのか、今まで全然なくて新たに、これは新設だから新たですけれども、それどういう状況でここに計上されたのかを伺います。

議　長（佐藤　實君）　企画課長。

企画課長（齋　義弘君）　今回のＦＭあおぞらのラジオ番組でございますけれども、今回は３月までということでの３か月分を計上させていただきました。来年の当初予算

のほうにも予定はしているんですけれども、ただ今回町のほうからお願いしてという形での放送は初めてになりますので、それの検証をしながら内容等を、来年もやるのにふさわしいのかどうかということをちょっと検討させていただいて、当初予算のほうにはもちろん計上しないと間に合いませんので、当初から最初に載せたいとは思いますけれども、それがまず一つでございます。

あと、次の国勢調査のやつにつきましては、今回は全国的に初めてのケース的なものがありますので、そういった反省点とか、そういったものは国のほうに上がるような形、地元といいますか実際にやっている現場の声というのは国のほうに上がるような形になると思います。

以上です。

議　長（佐藤　實君）　教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君）　さざんか教室の自転車置き場なんですけれども、まずさざんか教室に通学している児童生徒というのは、現在14名でございます。民家のほうを借り上げての教室になってございますので、民家でしたので自転車置き場というのがなくて、雨ざらしになっていた状況でございます。最初のうちは車で送り迎えで来ていただいていたんですけれども、慣れてきて自転車で通う児童生徒も出てきましたので、今回設置をさせていただきたいということでございます。自転車の置ける台数については、３台でございます。

議　長（佐藤　實君）　ほかに質疑はありませんか。６番大槻和弘議員。

６　番（大槻和弘君）　ただいまと同じ18ページですけれども、今のＦＭあおぞらの関係です。今コロナ禍というふうなことでいろいろあるわけですけれども、町長自らこういう番組、番組の内容になるわけですけれども、自らも入ってコロナのこととか、やっぱりお話をする機会が必要なのではないかということで、それでこういう番組の中にも出演することがあるのかどうかというのを聞きたいことが１点。

それから、あともう一つは、26ページの中段頃にある３款２項２目の３、新型コロナウイルス感染症対策に係る増額分ですね、これと、それから次のページ、28ページの保育園経費の中の、これも新型コロナウイルス感染症対策に係る私立保育園の運営費補助金ですけれども、この２つについて、国の負担割合はどのくらいになっているのかというのをお聞きをしたいと思います。

議　長（佐藤　實君）　企画課長。

企画課長（齋　義弘君）　今回のコロナ禍におけるこのＦＭあおぞら等での、例えば町長が出てしゃべる機会があるのかどうかということでございますけれども、この番組の制作の検討の中で、内容等これから詰めることもあるんですが、もう最初から町長にはまず出ていただくということが基本的にございましたので、この番組を委託する以前からですけれども、そのコロナの中で、たしか町内に感染者の方が出た際でしたね、録音ではございましたが、町長の声を録音して、それを流したという経緯もございました。

　以上でございます。

議　長（佐藤　實君）　子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦君）　保育施設の新型コロナウイルスの経費でございますが、全額国負担でございます。

議　長（佐藤　實君）　大槻和弘議員。

６　番（大槻和弘君）　次に、30ページになりますけれども、真ん中のほうの地域外来・検査センターというやつですよね、コロナの関係ですけれども、車で行って受けるというような格好になると思うんですが、車の運転できない方についてはどういうふうな考えをしているのかというのが１点と、それからその下にあります新型コロナウイルスワクチンの予防接種クーポン発行及びシステム改修業務委託料ですけれども、まだはっきり決まっていないのかもしれませんけれども、分かるのであれば自己負担額というのはどのくらいになるものなのか。それから、受けるための優先順位がどうなるのかというのは、もし分かるのであれば教えていただきたい。

議　長（佐藤　實君）　健康推進課長。

健康推進課長（齋藤　彰君）　まず、地域外来・検査センターに係りますその車の運転のできない方、こちらにつきましては、ドライブスルー方式ですので、紹介をされるときにその聞き取りをしまして、別なところでも亘理町内もありますし、ほかの町外もありますので、そういったところにまず行ってもらうような誘導をしております。

　あと、もう１点が、ワクチンの自己負担に関しましては、基本的には無料というふうになっています。優先順位につきましては、今発表されているものにつきましては、高齢者と、あとは基礎疾患のある者、それに医療従事者というふうにな

っております。そのほかについては、今後示されるというような内容です。

以上です。

議　長（佐藤　實君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより、議案第97号　令和２年度亘理町一般会計補正予算（第６号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、議案第97号　令和２年度亘理町一般会計補正予算（第６号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第２０　議案第９８号　令和２年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議　長（佐藤　實君）　日程第20、議案第98号　令和２年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議　長（佐藤　實君）　当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤　彰君）　議案第98号　令和２年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

まず初めに、別冊の令和２年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算書（第２号）をご準備いただき、１ページをお開き願います。

令和２年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第１条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ386万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ38億860万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、まず初めに歳出よりご説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。

初めに、１款総務費の一般管理費におきましては、人事異動及び人事院勧告等に伴い、職員の人件費861万6,000円を減額するものです。また、１款総務費の賦課徴収費ですが、郵便料等に不足が生じたもののほか、税制の改正及び子供の均等割減免に伴うシステム改修費として、合わせて322万6,000円を追加補正するものです。

続きまして、６款保健事業費の特定保健指導事業費におきましては、会計年度任用職員の人件費に不足が生じることが判明いたしましたので、合わせて８万4,000円を追加補正するものです。

次に、12ページ、13ページになります。

９款諸支出金の保険給付費等交付金償還金においては、前年度の特定健康診査等負担金等の精算に伴い、国・県への返還金として114万円を追加補正するものです。また、９款諸支出金のその他償還金においては、前年度に交付を受けた災害臨時特例補助金の精算に伴う返還金として29万8,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

８ページ、９ページをお開き願います。

初めに、４款県支出金の特別調整交付金におきましては、税制改正に伴うシステム改修費の財源といたしまして121万円を追加補正するものです。

続きまして、６款繰入金のその他一般会計繰入金におきましては、歳出の事務費及び人件費の増減を合わせて651万6,000円を減額するものでございます。

次に、７款繰越金のその他繰越金及び８款諸収入の一般被保険者第三者納付金は、現在までの実績に基づきまして、７款、８款それぞれ26万7,000円、400万円を追加補正するものでございます。

最後になりますが、９ページ中段に記載の６款繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、今回の亘理町国民健康保険特別会計の補正予算の調整財源として282万9,000円を減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議　長（佐藤　實君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより、議案第98号　令和２年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、議案第98号　令和２年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第２１　議案第９９号　令和２年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第２号）

議　長（佐藤　實君）　日程第21、議案第99号　令和２年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議　長（佐藤　實君）　当局からの提案理由の説明を求めます。長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹君）　それでは、議案第99号についてご説明を申し上げますので、令和２年度亘理町介護保険特別会計補正予算書（第２号）をご準備の上、１ページをお開き願います。

議案第99号　令和２年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第２号）。

令和２年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,389万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,234万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、12ページ、13ページをお開き願いま

す。

補正内容については、主なものについてご説明させていただきたいと思います。

初めに、１款１項１目、細目１一般管理費につきましては、人事異動等により職員の人件費69万5,000円を減額補正するほか、介護報酬改定等の制度改正に伴う介護保険システム改修費として198万円の増額補正を行います。これを合わせまして128万5,000円を追加補正するものでございます。

次に、２款保険給付費につきましては、４項１目、細目１高額介護サービス費になりますけれども、これは同じ月に利用した介護サービスの利用者負担の合計額が上限額を超えた場合、その上限額を超えた分について申請により支給するということになっておりますけれども、今年度の給付が増加しているということから、実績に基づきまして517万円を追加補正するものでございます。

次に、５款１項１目基金積立金になりますが、歳入歳出の差引きにより歳入超過となることから、介護給付費準備基金積立金として731万9,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、歳入のほうを説明いたしますので、お戻りいただきまして８ページ、９ページをお開き願います。

まず、初めに３款１項１目、国の介護給付費負担金103万4,000円、続いて２項１目現年度分調整交付金25万8,000円、続きまして４款１項１目、支払基金からの介護給付費交付金139万5,000円、続きまして５款１項１目、県からの介護給付費負担金64万6,000円、これにつきましては、これは歳出のほうでご説明申し上げました２款保険給付費の高額介護サービス費が増額となることから、それぞれのルール分の負担金として追加補正を行うものでございます。

また、一番下から次のページにかけてになりますけれども、８款１項１目の一般会計からの介護給付費繰入金につきましては、これにつきましてもルールに基づき、町の負担金として64万7,000円を追加補正するものでございます。

なお、３款２項４目のシステム改修事業費に係る国庫補助金に関しましては、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修の財源としまして145万7,000円を追加補正するものでございます。

最後に、３款２項６目保険者機能強化推進交付金及び３款２項７目保険者努力支援交付金ですけれども、この交付金につきましては、各自治体が行う自立支援、重

度化防止の取組に対しまして、それぞれの評価指標の達成状況に応じて財政的インセンティブとして交付される交付金でございまして、この二つの交付金を合わせて850万9,000円を追加補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

議　長（佐藤　實君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。６番大槻和弘議員。

６　番（大槻和弘君）　13ページですけれども、そこの中の一番上のほうの一般管理費の中の介護報酬改定等に伴うシステム改修業務委託料なんですが、この改訂に伴うということになると、制度改正の内容というのはどんなものなのかお聞きをします。

議　長（佐藤　實君）　長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹君）　令和３年度に合わせたシステム改修というふうになるんですけれども、まず一つが要介護認定を受けた者に対する総合事業利用の弾力化であるとか、あとは先ほど議員もおっしゃっておりました介護報酬改定ですね、ちょっと今日もニュースになっていましたけれども、その介護報酬改定。あとは、更新認定有効期間の上限の延長であるとか税制改正対応ということで、保険料に関するものというのが主なものでございます。

以上です。

議　長（佐藤　實君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより、議案第99号　令和２年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第２号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、議案第99号　令和２年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第２号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第２２　議案第１００号　令和２年度わたり温泉鳥の海特別会計補正

予算（第２号）

議　長（佐藤　實君）　日程第22、議案第100号　令和２年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議　長（佐藤　實君）　当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君）　議案第100号　令和２年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第２号）について説明いたします。

別冊の予算書をご準備の上、１ページをお開き願います。

議案第100号　令和２年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第２号）。

令和２年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,447万5,000円とするものであります。

初めに、歳出から説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、１款１項１目、細目３わたり温泉鳥の海管理費におきまして、わたり温泉鳥の海施設内の外気処理・空調処理ダクト等に、経年劣化によるさび、腐食が発生していることから、修繕料として171万7,000円を追加補正するほか、レジオネラ属菌の発生を予防するため、屋外源泉タンクに次亜塩素酸ソーダを注入する消毒装置を設置する工事費としまして132万円を追加補正するものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、８ページ、９ページをお開き願います。

４款２項１目、細節１一般会計繰入金につきましては、歳出で説明をいたしました施設内の外気処理・空調機ダクト等修繕及び源泉設備消毒装置設置工事費の財源としまして303万7,000円を追加補正するものです。

５款１項１目繰越金につきましては、額の確定に伴い６万1,000円を追加補正するものです。

６款２項１目雑入につきましては、令和元年度に納入しました消費税について、額の確定に伴い還付金が生じたことから、消費税還付金51万9,000円を追加補正す

るものであります。

また、ただいま説明をいたしました追加補正に伴いまして、４款１項１目わたり温泉鳥の海運営基金からの繰入金を58万円減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議　長（佐藤　實君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより、議案第100号　令和２年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第２号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、議案第100号　令和２年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第２号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第２３　議案第１０１号　令和２年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議　長（佐藤　實君）　日程第23、議案第101号　令和２年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議　長（佐藤　實君）　当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤　彰君）　議案第101号　令和２年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

別冊の令和２年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第１号）をご準備いただき、１ページをお開き願います。

議案第101号　令和２年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第１条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ334万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億6,693万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、まず初めに歳出よりご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

今回の歳出の補正につきましては、１款総務費の一般管理費において、職員の人事異動に伴う人件費及び所得税法の改正に伴う改修費、合わせて93万7,000円を追加補正するものでございます。

次に、２款後期高齢者医療広域連合納付金においては、前年度からの保険料に繰越しが生じたため、後期高齢者医療保険料負担金として240万6,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

８ページ、９ページをお開き願います。

今回の歳入の補正につきましては、３款繰入金の事務費繰入金においては、歳出１款の総務費の一般管理費と同額の93万7,000円を追加補正するものでございます。

また、４款繰越金の保険料繰越金は、歳出でご説明いたしましたとおり保険料に繰越しが生じましたので、同額の240万6,000円を追加補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議　長（佐藤　實君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより、議案第101号　令和２年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、議案第101号　令和２年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第２４　議案第１０２号　令和２年度亘理町公共下水道事業会計補正予算（第２号）

議　長（佐藤　實君）　日程第24、議案第102号　令和２年度亘理町公共下水道事業会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議　長（佐藤　實君）　当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸君）　それでは、議案第102号　令和２年度亘理町公共下水道事業会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

亘理町公共下水道事業会計補正予算書（第２号）の１ページをお開きください。

今回の補正につきましては、確定申告に係る消費税還付金及び還付加算金、荒浜雨水ポンプ場における電気料、人事異動に伴う手当、令和元年度債の利息確定によるもの、工事請負費に係る増が主なものでございます。

議案第102号　令和２年度亘理町公共下水道事業会計補正予算（第２号）。

第１条、令和２年度亘理町公共下水道事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第２条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入。第１款第２項営業外収益、既決予定額６億6,801万9,000円に975万8,000円を増額し、６億7,777万7,000円とするものでございます。

支出。第１款第１項営業費用、既決予定額８億418万円に284万2,000円を増額し、８億702万2,000円とするものでございます。

第１款第２項営業外費用、既決予定額１億3,426万2,000円から114万6,000円を減額し、１億3,311万6,000円とするものでございます。

第３条、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入。第１款第１項企業債、既決予定額４億6,410万円に2,180万円を増額し、４億8,590万円とするものでございます。

第１款第２項補助金、既決予定額３億6,546万3,000円から180万円を減額し、３

億6,366万3,000円とするものでございます。

支出。第１款第１項建設改良費、既決予定額８億5,104万2,000円に2,670万8,000円を増額し、８億7,775万円とするものでございます。

それでは、２ページ、３ページをお開きください。

収益的収入。

１款２項４目消費税還付金の970万円の増額につきましては、消費税確定申告に係る還付金でございます。

１款２項５目雑収益の５万8,000円の増額につきましては、消費税還付に係る還付加算金でございます。

収益的支出。

１款１項２目ポンプ場費の200万円の増額につきましては、荒浜雨水ポンプ場の電気料の増によるものでございます。

１款１項６目総係費の84万2,000円の増額につきましては、人事異動に伴う手当の増によるものでございます。

１款２項１目支払利息及び地方債取扱諸費の114万6,000円の減額につきましては、令和元年度債の利息確定による減でございます。

４ページ、５ページをお開きください。

資本的収入。

１款１項１目企業債の2,180万円の増額につきましては、工事請負額の増に係る起債借入額の増によるものでございます。

１款２項２目国庫補助金の180万円の減額につきましては、補助金の交付決定に係る減でございます。

資本的支出。

１款１項１目管渠等建設費の340万8,000円の増額につきましては、人事異動に伴う手当の増及び工事請負費の増によるものでございます。

１款１項２目管渠等改良費の2,330万円の増額につきましては、人事異動に伴う手当の増及び新井町マンホールポンプ場更新工事のほか工事請負費の増によるものでございます。

以上で、議案第102号　令和２年度亘理町公共下水道事業会計補正予算（第２号）の説明を終わります。

議　長（佐藤　實君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより、議案第102号　令和２年度亘理町公共下水道事業会計補正予算（第２号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、議案第102号　令和２年度亘理町公共下水道事業会計補正予算（第２号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、15時20分とします。休憩。

午後３時０９分　休憩

午後３時２０分　再開

議　長（佐藤　實君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第２５　議案第１０３号　農業委員会委員の任命について

日程第２６　議案第１０４号　農業委員会委員の任命について

日程第２７　議案第１０５号　農業委員会委員の任命について

日程第２８　議案第１０６号　農業委員会委員の任命について

日程第２９　議案第１０７号　農業委員会委員の任命について

日程第３０　議案第１０８号　農業委員会委員の任命について

日程第３１　議案第１０９号　農業委員会委員の任命について

日程第３２　議案第１１０号　農業委員会委員の任命について

日程第３３　議案第１１１号　農業委員会委員の任命について

日程第３４　議案第１１２号　農業委員会委員の任命について

日程第３５　議案第１１３号　農業委員会委員の任命について

日程第３６　議案第１１４号　農業委員会委員の任命について

日程第３７　議案第１１５号　農業委員会委員の任命について
日程第３８　議案第１１６号　農業委員会委員の任命について
日程第３９　議案第１１７号　農業委員会委員の任命について
（以上１５件一括議題）

議　長（佐藤　實君）　日程第25、議案第103号　農業委員会委員の任命についてから、日程第39、議案第117号　農業委員会委員の任命についてまでの以上15件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議　長（佐藤　實君）　議案第103号から議案第117号までについて、当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町　長（山田周伸君）　それでは、私のほうから農業委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

議案第103号から議案第117号まで、亘理町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、一括してご提案申し上げます。

議案書41ページをお開き願います。

本町農業委員会委員の任期が、令和３年１月28日に任期満了になることに伴い、15名の農業委員会委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第103号　農業委員会委員の任命について、同意を求めるものでございます。

住所、亘理町長瀞字砂取場63番地15。氏名、安住政男。生年月日、昭和27年７月２日でございます。

なお、安住政男氏の経歴については、議案書42ページをお開き願います。

学歴、職歴については記載のとおりであります。農業関係の経歴としましては、平成29年８月に亘理町認定農業者に認定され、平成30年１月から農業委員会委員に就任しております。

次に、議案書43ページをお開き願います。

議案第104号　農業委員会委員の任命について。前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亘理町逢隈高屋字柴84番地。氏名、菊池淑郎。生年月日、昭和30年２月14

日でございます。

なお、菊池淑郎氏の経歴については、議案書44ページをお開き願います。

学歴、職歴については記載のとおりであります。農業関係の経歴といたしましては、平成30年１月から農地利用最適化推進委員に就任しており、令和２年２月に亘理町認定農業者に認定されています。

次に、議案書45ページをお開き願います。

議案第105号　農業委員会委員の任命について。前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亘理町吉田字作田56番地。氏名、片平洋之。生年月日、昭和29年２月23日でございます。

なお、片平洋之氏の経歴については、議案書46ページをお開き願います。

学歴、職歴については記載のとおりであります。農業関係の経歴といたしましては、平成24年１月から農業委員会委員、平成30年１月から農地利用最適化推進委員に就任しており、令和２年２月に亘理町認定農業者に認定されております。

次に、議案書47ページをお開き願います。

議案第106号　農業委員会委員の任命について。前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亘理町字下浜街道104番地２。氏名、鈴木周吾。生年月日、昭和28年４月３日でございます。

なお、鈴木周吾氏の経歴については、議案書48ページをお開き願います。

学歴、職歴については記載のとおりであります。農業関係の経歴といたしましては、平成30年１月から農業委員会委員に就任され、令和２年６月に亘理町認定農業者に認定されております。

次に、議案書49ページをお開き願います。

議案第107号　農業委員会委員の任命について。前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亘理町逢隈中泉字沼添41番地。氏名、遠藤圭一。生年月日、昭和44年９月11日でございます。

なお、遠藤圭一氏の経歴については、議案書50ページをお開き願います。

学歴、職歴については記載のとおりであります。農業関係の経歴といたしまして

は、平成31年１月に亘理町認定農業者に認定され、令和２年３月から農業委員会委員に就任しております。

次に、議案書51ページをお開き願います。

議案第108号　農業委員会委員の任命について。前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亘理町逢隈十文字字佐渡291番地。氏名、伊藤富敏。生年月日、昭和25年12月７日でございます。

なお、伊藤富敏氏の経歴については、議案書52ページをお開き願います。

学歴、職歴については記載のとおりであります。農業関係の経歴といたしましては、平成20年７月から農業委員会委員に就任され、平成30年７月に亘理町認定農業者に認定されております。

次に、議案書53ページをお開き願います。

議案第109号　農業委員会委員の任命について。前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亘理町吉田字流146番地1040。氏名、浅川文義。生年月日、昭和25年７月６日でございます。

なお、浅川文義氏の経歴については、議案書54ページをお開き願います。

学歴、職歴については記載のとおりであります。農業関係の経歴といたしましては、平成31年４月から亘理町農政推進員に就任されております。

次に、議案書55ページをお開き願います。

議案第110号　農業委員会委員の任命について。前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亘理町逢隈牛袋字舘内156番地。氏名、齋　精一。生年月日、昭和28年７月30日でございます。

なお、齋　精一氏の経歴につきましては、議案書56ページをお開き願います。

学歴、職歴については記載のとおりであります。農業関係の経歴といたしましては、平成28年４月から宮城県農業共済組合損害評価員をされております。

次に、議案書57ページをお開き願います。

議案第111号　農業委員会委員の任命について。前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亘理町逢隈田沢字浜道142番地37。氏名、加藤正純。生年月日、昭和56年10月23日でございます。

なお、加藤正純氏の経歴については、議案書58ページをお開き願います。

学歴、職歴については記載のとおりであります。農業関係の経歴といたしましては、平成30年１月から農業委員会委員に就任しております。また、農業委員会法第８条６項に該当します、農業委員会の許可に属する事項に関し、利害関係を有しない者及び第７項の委員の年齢等に著しい隔たりが生じない委員に該当となります。

次に、議案書59ページをお開き願います。

議案第112号　農業委員会委員の任命について。前議案と同様に同意を求めるものであります。

住所、亘理町逢隈下郡字沼ハタ16番地。氏名、渡邉喜徳。生年月日、昭和32年６月５日でございます。

なお、渡邉喜徳氏の経歴については、議案書60ページをお開き願います。

学歴、職歴については記載のとおりであります。農業関係の経歴といたしましては、平成30年１月から農地利用最適化推進委員に就任しております。

次に、議案書61ページをお開き願います。

議案第113号　農業委員会委員の任命について。前議案と同様に同意を求めるものであります。

住所、亘理町長瀞字南原193番地44。氏名、丸子　清。生年月日、昭和32年２月25日でございます。

なお、丸子　清氏の経歴については、議案書62ページをお開き願います。

学歴、職歴については記載のとおりであります。農業関係の経歴といたしましては、平成27年12月に亘理町認定農業者に認定されております。

次に、議案書63ページをお開き願います。

議案第114号　農業委員会委員の任命について。前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亘理町長瀞字稲荷前57番地１。氏名、安住郁子。生年月日、昭和29年５月16日でございます。

なお、安住郁子氏の経歴につきましては、議案書64ページをお開き願います。

学歴、職歴については記載のとおりであります。農業関係の経歴といたしましては、平成30年１月から農業委員会委員に就任されております。また、安住郁子氏は、農業委員会法第８条第７項の委員の性別等に著しい隔たりが生じない委員に該当となります。

次に、議案書65ページをお開き願います。

議案第115号　農業委員会委員の任命について。前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亘理町荒浜字西木倉58番地１。氏名、日下昭一。生年月日、昭和34年５月１日でございます。

なお、日下昭一氏の経歴については、議案書66ページをお開き願います。

学歴、職歴については記載のとおりであります。農業関係の経歴といたしましては、平成31年２月に亘理町認定農業者に認定されております。

次に、議案書67ページをお開き願います。

議案第116号　農業委員会委員の任命について。前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亘理町長瀞字小橋85番地。氏名、齋藤桂子。生年月日、昭和29年11月20日でございます。

なお、齋藤桂子氏の経歴につきましては、議案書68ページをお開き願います。

学歴、職歴については記載のとおりであります。また、齋藤桂子氏は、農業委員会法第８条第７項の委員の性別等に著しい隔たりが生じない委員に該当となります。

次に、議案書69ページをお開き願います。

議案第117号　農業委員会委員の任命について。前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亘理町字堀ノ内151番地。氏名、佐藤利洋。生年月日、昭和23年12月24日でございます。

なお、佐藤利洋氏の経歴につきましては、議案書70ページをお開き願います。

学歴、職歴については記載のとおりであります。農業関係の経歴といたしましては、平成24年６月から農業委員会委員に就任されております。

以上、議案第103号から議案第117号の15名であります。なお、新たな農業委員の

任期は、令和３年１月29日から令和６年１月28日までとなっております。

以上、ご提案申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議　長（佐藤　實君）　当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、採決を行います。

まず、議案第103号　農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第103号　農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議　長（佐藤　實君）　着席願います。

起立全員であります。よって、議案第103号　農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第104号　農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第104号　農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議　長（佐藤　實君）　着席願います。

起立全員であります。よって、議案第104号　農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第105号　農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第105号　農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議　長（佐藤　實君）　着席願います。

起立全員であります。よって、議案第105号　農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第106号　農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第106号　農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議　長（佐藤　實君）　着席願います。

起立全員であります。よって、議案第106号　農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第107号　農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第107号　農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議　長（佐藤　實君）　着席願います。

起立全員であります。よって、議案第107号　農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第108号　農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第108号　農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議　長（佐藤　實君）　着席願います。

起立全員であります。よって、議案第108号　農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第109号　農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第109号　農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議　長（佐藤　實君）　着席願います。

起立全員であります。よって、議案第109号　農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第110号　農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第110号　農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議　長（佐藤　實君）　着席願います。

起立全員であります。よって、議案第110号　農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第111号　農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第111号　農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議　長（佐藤　實君）　着席願います。

起立全員であります。よって、議案第111号　農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第112号　農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第112号　農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議　長（佐藤　實君）　着席願います。

起立全員であります。よって、議案第112号　農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第113号　農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第113号　農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議　長（佐藤　實君）　着席願います。

起立全員であります。よって、議案第113号　農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第114号　農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第114号　農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議　長（佐藤　實君）　着席願います。

起立全員であります。よって、議案第114号　農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第115号　農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第115号　農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議　長（佐藤　實君）　着席願います。

起立全員であります。よって、議案第115号　農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第116号　農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第116号　農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議　長（佐藤　實君）　着席願います。

起立全員であります。よって、議案第116号　農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第117号　農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第117号　農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議　長（佐藤　實君）　着席願います。

起立全員であります。よって、議案第117号　農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

以上で、一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

日程第４０　報告第１８号　専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議　長（佐藤　實君）　日程第40、報告第18号　専決処分の報告についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君）　報告第18号についてご説明させていただきます。

議案書の71ページをご覧願います。

報告第18号　専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

今回の専決処分につきましては、令和２年11月13日に、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第１項の規定により専決処分を行ったので、同条第２項の規定により議会に報告するものです。

次の72ページ、専決処分書をご覧願います。

平成30年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その３）工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第１項の規定により、工事請負契約において、変更契約が契約金額の５％以内であり、かつ５％以内に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものであります。

概要につきましては、隣の73ページ、資料をご覧願います。

改めまして、工事名につきましては、平成30年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その３）工事になります。

今回の変更契約年月日が、令和２年11月13日。

請負金額は、変更後において３億3,317万4,300円であり、485万4,300円の増額となります。

なお、契約の相手方は、株式会社岩佐組であります。

本路線については、本町の震災復興計画に基づく避難道路整備事業に位置づけされる町道荒浜大通線になりますが、県道塩釜亘理線との交差部の整備について変更を行ったものでございます。今回の変更については、工事概要の２行目から４行目、そして５行目から７行目をご覧いただきたいんですけれども、町道部の排水工と県道部の排水工において変更を行ったものでございまして、内容としては町道部及び県道部の排水工それぞれにおいて、当初の予定では既設のＵ字側溝を再利用すべく、一度撤去した上でその製品を再設置する計画としておりましたが、現地で撤去作業を行ったところ、Ｕ字側溝に経年劣化による損傷が見受けられたことから、その一部を再設置不可と判断し、新設に変更したものでございます。

以上が、変更となった主な理由であります。

なお、工期につきましては、変更前に同じであります。

工事施工箇所等は、74ページ以降の位置図、平面図をご参照願います。

以上で、報告第18号の説明を終わります。

議　長（佐藤　實君）　以上で、報告第18号　専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

日程第４１　報告第１９号　専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議　長（佐藤　實君）　日程第41、報告第19号　専決処分の報告についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君）　報告第19号についてご説明させていただきますので、議案書の76ページをご覧願います。

報告第19号　専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

今回の専決処分につきましては、令和２年11月13日に、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第１項の規定により専決処分を行っ

たので、同条第２項の規定により議会へ報告するものです。

隣の専決処分書をご覧願います。

令和元年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その３）工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第１項の規定により、工事請負契約において、変更契約が契約金額の５％以内であり、かつ５％以内に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものであります。

概要につきましては、次の78ページの資料をご覧願います。

改めまして、工事名が、令和元年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その３）工事です。

変更契約年月日が、令和２年11月13日。

請負金額は、変更後において１億7,845万8,500円であり、483万1,200円の減額になります。

なお、契約の相手方は、株式会社芦名組であります。

本路線については、本町の震災復興計画に基づく避難道路整備事業に位置づけされる町道橋本堀添線になります。現在、復興交付金を活用し整備を進めているところですが、盛土工において減額の変更契約を行うものでございます。今回の変更につきましては、工事概要記載のとおり、当初路体盛土工を１万5,100立米としていたところですが、現地精査を行った結果、測量設計時と一部地形が異なっていたことから、盛土量を１万4,700立米に減工するものでございます。

以上が、変更となった主な理由でございます。

なお、工期につきましては、変更前に同じであります。

工事施工箇所等は、79ページ以降の位置図、平面図等をご参照願います。

以上で、報告第19号の説明を終わります。

議　長（佐藤　實君）　以上で、報告第19号　専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

日程第４２　報告第２０号　専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議　長（佐藤　實君）　日程第42、報告第20号　専決処分の報告についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君）　では、報告第20号についてご説明させていただきます。

議案書の82ページをご覧願います。

報告第20号　専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

今回の専決処分につきましては、令和２年11月16日に、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第１項の規定により専決処分を行ったので、同条第２項の規定により議会へ報告するものです。

隣の専決処分書をご覧願います、83ページになります。

令和２年度旧庁舎・保健センター解体整地工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第１項の規定により、工事請負契約において、変更契約が契約金額の５％以内であり、かつ５％以内に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものであります。

概要につきましては、次の84ページの資料をご覧願います。

改めまして、工事名につきましては、令和２年度旧庁舎・保健センター解体整地工事になります。

今回の変更契約年月日が、令和２年11月16日。

請負金額は、変更後において9,246万9,300円であり、347万9,300円の増額になります。

契約の相手方は、田中建材輸送株式会社であります。

本工事につきましては、役場新庁舎及び保健福祉センターの完成に伴う旧役場庁舎及び保健センター等の解体等工事であり、現在施工中でございますが、解体工事で発生した産業廃棄物の処分料等が確定したため変更契約を行うものでございます。変更内容の主なものにつきましては、旧都市建設課、税務課及び保健センターの木造建物の躯体工法が、在来軸組工法という比較的大空間を必要とした建物であったため、床を支える骨組みである床組み、屋根を支える骨組みである小屋組み共に大断面の材料が使用されており、それらのことから木くずの産廃処分料が増となったことが変更契約の主な理由であります。

なお、工期につきましては、変更前に同じであります。

工事施工箇所等は、86ページに添付してございますのでご参照願います。

以上で、報告第20号の説明を終わります。

議　長（佐藤　實君）　以上で、報告第20号　専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

日程第４３　陳情第４号　「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」採択を求める陳情

議　長（佐藤　實君）　日程第43、陳情第４号　「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」採択を求める陳情の件を議題といたします。

本件に関し、教育福祉常任委員長の報告を求めます。

教育福祉常任委員長、登壇。

〔教育福祉常任委員長　森　　義　洋　君　登壇〕

教育福祉常任委員長（森　義洋君）　教育福祉常任委員会の陳情審査報告につきましては、陳情審査報告書を読み上げまして報告といたします。お手元の陳情審査報告書をご用意ください。

令和２年11月25日

亘理町議会

議長　佐藤　實殿

教育福祉常任委員会

委員長　森　義洋

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第１項の規定により報告いたします。

記

受　理　番　号　　第４号

受理年月日　　令和２年４月７日

付託年月日　　令和２年６月11日

件　　　名　　「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」採択を求める陳情書

審　査　結　果　　　不採択とすべきもの

委員会の意見。

令和２年６月11日開催の定例会において本委員会に付託されました「「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」採択を求める陳情書」については、令和２年６月12日医療担当課である健康推進課及び介護担当課である長寿介護課により町内の対象となる施設の状況について説明を求めました。また、令和２年８月26日には町内の医療機関院長及び介護施設長より実態についてご説明を頂き、審査を行いました。

陳情内容の安全・安心の医療・介護を実現するために医師・看護師・介護職員の大幅増員、夜勤改善を図る対策については、制度改革、働き方改革が進められ、労働環境も改善していく方向に動いています。医師・看護師・介護士の増員については、施設の経営面、資格や制度を緩和していくことで安全面に問題があると考えられます。

国においても、様々な角度から改革が進行中のことから、単に増員していくことだけが労働環境を改善していくことに繋がるとは言えません。

以上のことから、本委員会としては「不採択とすべきもの」と決しました。

議　長（佐藤　實君）　委員長の報告が終わりました。これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより陳情第４号　「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」採択を求める陳情の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議　長（佐藤　實君）　着席願います。

起立多数であります。よって、陳情第４号　「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」採択を求める陳情の件は不採択とすることに決定いたしました。

日程第４４　陳情第５号　「介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書」採択を求める陳情

議　長（佐藤　實君）　日程第44、陳情第５号　「介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書」採択を求める陳情の件を議題といたします。

本件に関し、教育福祉常任委員長の報告を求めます。

教育福祉常任委員長、登壇。

〔教育福祉常任委員長　森　　義　洋　君　登壇〕

教育福祉常任委員長（森　義洋君）　教育福祉常任委員会の陳情審査報告につきましては、陳情審査報告書を読み上げまして報告といたします。

令和２年11月25日

亘理町議会

議長　佐藤　實殿

教育福祉常任委員会

委員長　森　義洋

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第１項の規定により報告いたします。

記

受　理　番　号	第５号
受 理 年 月 日	令和２年４月７日
付 託 年 月 日	令和２年６月11日
件　　　　　名	「介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書」採択を求める陳情書
審　査　結　果	不採択とすべきもの

委員会の意見。

令和２年６月11日開催の定例会において本委員会に付託されました「「介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書」採択を求める陳情書」については、令和２年６月12日に介護担当課である長寿介護課に町内の対象となる施設の状況について説明を求めました。また、令和２年８月26日には町内の介護施設長より実態についてご説明を頂き、審査を行いました。

陳情内容の介護従事者の勤務環境（増員）及び処遇改善（報酬の引き上げ）については、介護従事者向けの分析調査結果によると、介護報酬で規定されている賃金については概ね満足しているという調査結果があります。

昨年、介護報酬の引き上げがあり、３年に一度介護保険料の見直しもされ、さらに処遇改善加算などが行われており前向きに進められています。

また、増員についても施設の経営面、資格や制度を緩和していくことは問題があると考えられます。

以上のことから、本委員会としては「不採択とすべきもの」と決しました。

以上でございます。

議　長（佐藤　實君）　委員長の報告が終わりました。これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより陳情第５号　「介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書」採択を求める陳情の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議　長（佐藤　實君）　着席願います。

起立多数であります。よって、陳情第５号　「介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書」採択を求める陳情の件は不採択とすることに決定いたしまし

た。

日程第４５　議案第１１８号　工事請負変更契約の締結について

議　長（佐藤　實君）　日程第45、議案第118号　工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議　長（佐藤　實君）　当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君）　議案第118号についてご説明させていただきます。

追加議案書をご準備の上、１ページをお開き願います。

議案第118号　工事請負変更契約の締結について。

本議案につきましては、工事請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事名は、令和元年度（復交）町道五十刈線道路改良工事です。

請負金額は、変更後金額が５億9,641万6,700円であり、8,106万6,700円の増額になります。

契約の相手方は、株式会社八木工務店であります。

今回の変更内容についてご説明いたしますので、次の２ページの資料をご覧願います。

初めに、１の契約締結年月日ですが、第１回目の変更契約につきましては、債務負担行為の変更を令和２年３月31日に行っており、今回が第２回の変更契約になります。本日議決いただければ、本日が第２回の変更契約日ということになります。

それでは、続いて２の工事概要をご覧願います。

本工事につきましては、亘理町震災復興計画に基づく避難道路整備事業に位置づけされる町道五十刈線の道路改良工事になりますが、そのうちの黒森沢水路の整備について変更を行うものです。変更内容につきましては、黒森沢水路の管渠敷設に伴う土留め工法について、既存のボーリングデータから油圧圧入工法により鋼矢板土留めを打ち込む計画でしたが、地下５メートル付近に砂礫の層が確認され、計画していた工法では矢板の打ち込みができないことから、打ち込みが可能

となるウオータージェット併用の工法に変更するものが主な内容であります。

なお、工期につきましては、国道沿線の電力柱及び電話柱の移転に不測の期間を要したため、令和２年12月25日から令和３年２月28日に変更するものであります。

３ページ以降に位置図、平面図等を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第118号　工事請負変更契約の締結についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議　長（佐藤　實君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。９番佐藤邦彦議員。

９　番（佐藤邦彦君）　今回の工期の遅れについて、先ほどその不測の時間というふうな説明がありましたけれども、いつこの工種の遅れが分かったのか。これ1,283枚ほどの、このボリュームのある工種であります。そして、また金額が全体の16％くらいになる増額なんですね。それで、来年の３月にはもう復興交付期間の時間が切れてしまうと。そして、契約締結が平成元年の９月18日と、約１年半ほどあるのにもかかわらず、この期にどうして及んだのかというふうなことをご説明再度お願いいたします。

議　長（佐藤　實君）　都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君）　今回の変更につきまして、主なのが矢板の打ち込みで、地層が硬いのがあって入らなかったということで、附帯の工法を追加して矢板を入れたわけなんですが、こちらのほうがいつ頃発覚したかということなんですが、矢板の打ち始めが今年の５月の連休明けぐらいになっておりまして、その時点でその箇所には入らないというのが分かりました。全体で延長的に240メートルほどありますので、随時打ちながら大体入らないというのは徐々に現場の状況は気づいてはおりましたので、連休以降ということでございます。

議　長（佐藤　實君）　佐藤邦彦議員。

９　番（佐藤邦彦君）　国道６号線の大動脈の周辺住民、そして隣接する場所に飲食店並びにコンビニエンスストアが立地しています。それで、お話を聞きますと、このコロナ禍並びにこの工事の関係で、思うように集客が図れていないそうでございます。そして、今回このような２か月ほどの遅れが発生してしまったと。これは、年末年始を控える商業者の方々にとっては、この２か月というのはかなり大きな時間になるのではないかと思いますが、これはやむを得ない事情というふうなことで工期が延長してしまうと。この辺についての対応ですか、説明も含めたどの

ような対応を行うんですか。

議　長（佐藤　實君）　都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君）　今回、電柱の移設関係で２か月ほど工期が延びるわけなんですが、沿線の商業者の方からは、やはり収入的な面で落ち込んでいるというお話はありまして、その都度おわび申し上げて工事のほうの進捗を図るということでお話ししてまいりました。そこで、２か月延びるんですが、国道今現在迂回させながら通行して迷惑をかけているんですが、国道は最優先でまず終わらせようということで、12月いっぱいで国道については元の状態に戻して、沿線の商業者の方にこれ以上迷惑かけないようにということで、工程のほうは考えてございます。

議　長（佐藤　實君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより、議案第118号　工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、議案第118号　工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第４６　委員会の閉会中の継続審査申出について

議　長（佐藤　實君）　日程第46、委員会の閉会中の継続審査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議　長（佐藤　實君）　総務常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第４７　委員会の閉会中の継続調査申出について

議　長（佐藤　實君）　日程第47、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議　長（佐藤　實君）　各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和２年12月第10回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後４時２３分　閉会

上記会議の経過は、事務局長　西　山　茂　男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘　理　町　議　会　議　長　　佐　藤　　　實

署　名　議　員　　結　城　喜　和

署　名　議　員　　安　藤　美重子